

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
29	B 地方に対する規制緩和	産業振興	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能とすること。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	<p>【提案の背景】 産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模な取引が可能で中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。</p> <p>買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。</p> <p>また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。</p> <p>【支障事例】 一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎えており、市民からも好評を得ている。</p> <p>一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。</p> <p>そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規仲卸棟を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により「卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による恒常的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。</p> <p>本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。</p>	卸売市場法第2条第2項	農林水産省	一宮市	別紙あり	豊田市	○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、同様の指導があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。	
32	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 <p>本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。</p>	変更手続きの迅速化により、新規就農者等の営農条件の改善等に資する。	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農林水産省	神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	吉田町、亀岡市、宇和島市	○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所の設置を希望したが、長期間の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討することとなった事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立できることが望まれる。 <p>○農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。</p> <p>本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられ、Uターンが円滑に進まない状況がある。</p>	
46	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	<p>【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。</p> <p>○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。</p> <p>【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。</p> <p>○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。</p> <p>○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。</p>	<p>【効果】 協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。</p>	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)	農林水産省	九州地方知事会	鹿児島県提案分 地方創生	高松市	—
63	A 権限移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の負担に関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	<p>本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。</p> <p>農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海財務局に申請を行っている。</p> <p>これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。</p>	繰越事務について県が一括で取りまとめて行うことができ、東海農政局及び県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。	・会計法第48条 ・予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	愛知県	埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	<p>○農地集積・集約化等対策費については、県知事への繰越事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が四国財務局と中国四国農政局に分かれるなど、事務が煩雑となることと予想される。</p> <p>○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していたため、県は繰越事務に携わっていなかった。しかし、平成29年度から県を経由する間接補助で実施することとなり繰越事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。</p> <p>○繰越事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても東海財務局と直接やりとりをすることができず、別途東海農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。</p> <p>○農地集積・集約化対策費に係る繰越手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業と比べて手続き期間を要している状況で、補正予算等は、先ずは繰越手続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。</p>	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				
	区分	分野									団体名	支障事例			
													団体名	支障事例	
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件 (経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県						
82	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後に、当該配分額の算出方法を明示する。 強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかったため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。県としては、配分された額の算出根拠が分からないため、各事業者に対する助成金の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することとなった。そこで、農林水産省に照会したところ、明示されていない条件により算定していることが判明した。交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する率の算定方法等について明示される必要がある。 (明示されていない条件の例) 評価結果の配分額への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること等。	交付金の配分額の算定基準を示していただくことで、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。		農林水産省	宮城県		福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県	〇強い農業づくり交付金においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となった場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示したうえで説明を行うことが容易であると考える。 〇強い農業づくり交付金について、評価結果の配分額への反映に関する算定根拠が明らかになっていないため、割当額が推測していた減額率以上に配分があり、また、ペナルティは配分する事業実施主体に起因するものではなかったことから、その後の配分作業や減額等の説明に苦慮することとなった。評価結果の反映の算定基準を明らかにしていただくことで、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。			
83	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に、入札請差が含まれるが、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外する。 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、説明に大変苦慮している。	ペナルティ規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。		農林水産省	宮城県		福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県	〇入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティとなって配分額の減額に反映されてしまうことは、事業実施主体の事業費削減の努力に対して非合理的な取扱いであり、本県もこれにより減額配分を受けたことがある。 〇当県においても、一般競争入札により事業費の削減を図っているところであるが、一般競争入札の結果生じた請差のため、ペナルティとして配分額が減額されている。 〇現ペナルティ規定によって、農業経営の効率化が図られているとはあまり思えない。なお、当該交付金事業については、手続きが煩雑であることから、事業の継続を断念する事例が現実的には多い。 〇強い農業づくり交付金等については、要望時から適正な要望額になるよう事業実施主体に対し指導を行っているところであり、結果として入札残が生じた場合、多くの不用額を出した事業実施主体に対するペナルティではないこともあり、配分作業や減額等の説明の際に理解が得にくい。ペナルティ規定の合理化により、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。農畜産物輸出拡大施設整備事業費の配分額において「前々年度の不用額の配分額への反映」の規定により、入札請差が含まれている不用額を基に計算されたペナルティにより減額された。一般競争入札により事業費の削減を行い、変更交付申請の事務手続を行っているにもかかわらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されることは、非合理である。不用額の算出には、入札請差を除外することを求める。 〇一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外していただきたい。			
84	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について	強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わなければならないが、割当内示から交付申請までの間に国との事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。 強い農業づくり交付金を例に示すと、割当て内示後に、 ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議(県、農政局)1週間程度 ③計画承認・内示(実施主体、市町村、県) ④交付申請(実施主体、市町村、県、農政局) ※①と②の手続き終了後に公文書による手続きである③と④の事務を行っている。 しかし、現行の制度では、それらの事務を45日(土日祝日を含む)以内で実施しなければならず、短時間で事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが例年厳しいものとなっている。 申請期間内に速やかに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。	必要な書類の準備期間の確保によって、確認作業等の精度向上が図られ、事務作業の円滑化、効率化に繋がる。	農林水産省大臣官房経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の一部改正について	農林水産省	宮城県		福島県、栃木県、滋賀県、宇和島市、熊本市	〇配分額が減額となった場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行い、事業実施の可否や事業内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請までの期間については、弾力的な対応が望ましい。 〇本市においても強い農業づくり交付金に取組んでいるが、国から県への割当内示後45日以内(土日祝日を含む)に計画承認申請や交付申請、さらに事業主体においては一般競争入札の公告や入札等を実施しなければならず、短時間に膨大な事務量となっていることから、45日間については少なくとも「土日祝日を含まない期間」となるよう県を通じ要望しているところ。 〇割当内示後45日以内の交付申請手続については、毎年限られた日数の中で多くの作業を行わなければならない。厳しいスケジュールとなっている。計画の事前協議を内示前に行うことが可能となれば、各機関における事務手続の効率化や事業実施の円滑化につながる。 〇当市においても、予算計上時期に関して、提案団体における支障事例と同様に、財政部局との折衝に苦慮しているところである。また、事業の実施に当たっては、事業計画認可、予算措置・執行、現実の作業を踏まえたスケジュールの整合性ばかりに気を取られている状況にあり、手続きに係るスケジュールの見直し、手続きの簡略化について検討をお願いしたい。 〇強い農業づくり交付金および産地パワーアップ事業(整備事業)に関して、本県も宮城県と同様、事前協議等に日数を要している。については、「補助金額の配分(内報)」→「妥当性協議」→「内示」→「交付申請」という形の事務手続きに変更していただきたい。 〇提案県と同様の状況である。事業、年度により差はあるが、特に事業件数が多い場合は、事務スケジュールが厳しい状況となっている。 〇平成29年度事業において、同一市町村、同一事業主体からの2事業の計画申請が上がり、事業主体等が地元調整に時間を要したため、定められた期間内に近畿農政局との事業計画の妥当性の協議を終えることができず、近畿農政局に交付申請の遅延届けを提出せざるをえなかった。			

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
87	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。	本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者は、おらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。	反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。	農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項	農林水産省、国土交通省	宮城県、広島県		福井県、高松市	○本市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるとおり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。
110	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続きの際に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続きの省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出をするものとされている。 (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2) 漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3) 変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号) (8) 現況写真 これら添付が求められる書類は、水域施設の増殖及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更をする場合であったとしても、当初計画策定時に求められる書類とほぼ同じであり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等に従い面積積算等をすべてやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされ目的外利用による漁港施設の有効活用のネックとなっている。	漁港施設の目的外利用に係る利用計画変更の手続きが省力化及び簡素化されることで、当初計画時に想定していた以上の人口減少が進んだために利用率が低調になってしまった泊地などが、福井県が力を入れているトラウトサーモン(ニジマス)やナマコの畜養や養殖などとして有効活用しやすくなる。現在、本市において、トラウトサーモンの試験養殖に取組み、一定の成果を得ているが、冬の日本海において時化(シケ)している沖合での養殖は非常に困難な状況である。そこで、冬季の船舶を使用しない時期に、市内の4漁港内の泊地にそれぞれ10～40基(1基5メートル四方)の生簀を設置することで、漁港施設の有効活用が図られるとともに漁家所得向上が図られることとなる。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5 漁港施設用地等利用計画の変更	農林水産省	福井市		ひたちなか市、熊本市	—
145	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなっており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。 平成28年8月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上になり、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならず、県、市町村等に多大な負担が発生した。	復旧を担当する県、市町村等への過度な負担の軽減につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条	農林水産省	岩手県		福島県、浜松市、豊田市、岡山市、鳥取県、島根県、浜田市、宇和島市、熊本市、沖縄県	○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その査定が県営事業も含めて1月まで掛かった。1月末までに提出しなければならないのは県であり、補助率増高申請を行う市町村には災害に対して12月末までに提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となった。秋以降に災害が発生した場合は、件数にもよるが、その時点から査定のための事務を着手するため、査定決定事業費を反映させて作成する補助率増高事務は相当な負担になると思われる。 ○本市は、広大な市域面積918km ² を有し、農地も全域に点在している。大規模な自然災害が発生した場合は、申請に膨大な事務が発生し期限までに対応しきれない可能性がある。 ○被害が甚大な災害が発生した場合、限られた人数の技師職員で対応するには大きな負担がかかる。また、大規模災害時の復旧作業においては、住民への説明や迅速な対応が重要であることから、災害復旧事業に係る事務手続きに関しては簡略化の検討を十分に行っていただきたい。 ○平成27年9月の関東東北豪雨災(9月9日～11日)により、被害箇所2,313件、査定申請は170件となり、11月24日から12月17日まで査定を行った。近年、各市町村において公共災と農地農業用施設災の担当部署が統合されることで人員減となってきており、甚大な災害への対応に苦慮している。 ○甚大な災害発生時に起こる農業被害は、相当数になることが予想される。このような場合、その他農業以外の被害も想定され、庁内での応援体制も期待できないことから、少ない人数での復旧対応を余儀なくされるため、申請事務の期間延長や簡素化は必要と考えられる。 ○本市においても、平成25年8月の豪雨災害により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が800件以上になり、200件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない、多大な負担が発生した。激甚災害の指定等の甚大な災害が発生した場合は、補助率増高申請書提出期限の延長を可能にさせていただくことにより、負担の軽減が図られる。 ○当県も平成28年災害では鳥取県中部地震(10月21日)で対応に苦慮した経験がある。負担軽減のため、要望を実現して欲しい。

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
191	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結まで1~1箇月程度要している。 このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも2件発生している。 本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」	実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設がしやすくなり、今後が増えると思える市民農園需要に対応しやすくなると考えられる。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条	農林水産省	京都市、鳥取県、徳島県、堺市	・本市単独で国に要望した経過あり。 【要望名】 「市民農園開設に係る特定農地貸付け事務の簡素化及び相続税納税猶予の適用について」 【要望時期】 平成28年6月27日 【要望先】 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室	—	—
218	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者や農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。 一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろいし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。 しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	現行制度の1実施者、1作業の受け入れ体系にとらわれることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	法務省、厚生労働省、農林水産省	黒石市、青森県	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市	○本県では、年間を通じ多種多様な農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くとも半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合が共同で技能実習を行うことができるようになれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。 ○本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一ほ場で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。 ○域内のりんご移業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考ええる。 ○本県の高原野菜産地における外国人技能実習生の受入にあたっては、実習を行える期間が7ヶ月程度に限定されることから、1号の活動の修了をもって帰国し、2号へ移行して実習を継続する者はごく僅かである。このため、1号修了後に一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、在留資格の変更要件を満たしていれば再入国を認め、2号への在留資格の変更も認めるべきであり、2号の在留期間の更新にあたっては同様に措置するべきである。また、関連する複数の職種に係る実習については、一つの監視団体の総合的な実習計画による適切な監視のもと、複数の実習実施機関で行えるようにすべきである。これにより、これまで1年以下の期間でしか行えなかった実習が複数年にわたり行えるよう改善され、確実な技術の修得が可能となる。	
237	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化 の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化	食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成28年度に補助金「和食と地域食文化継承推進事業」へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。 本事業については、少額ノフト事業の集合体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類1式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分に及ぶため、段ボール単位で疎明資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。	実績報告に係る事務の簡略化が図られることにより、行政の効率化が図られる。	地域の魅力再発見食育推進事業実施要領	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	川崎市、石川県、佐賀県、大分県、宮崎市、鹿児島県	○提出書類が多く、本県でも参加希望団体が事業実施をためらうケースもある。特に計画段階で見積書の提出を求められる現状を、交付申請時まで遅らせてもらいたい。実績報告についても簡素化をお願いしたい。 ○当市の場合、支払件数が具体的な支障事例のように多くはないが、事務的負担が多く感じられる。補助対象経費が限られているため、対象範囲の拡大がなされれば、より申請がしやすくなる。 ○本市においては、平成29年度に当該事業に取り組むこととしており、実績報告時において、同様のケースが想定される。 ○本県においても、具体的な支障事例と似た状況があり、28年度実績報告においては、実績書証拠書類の提出にあたり、事務的負担が非常に大きかった。(県協議会が実施主体であり、全構成団体の支出にかかる実績証拠書類であったため件数が多かったことも原因)29年度事業は、消耗品費においては、見積もり、競争原理に基づいてと記載があり、実際問題として、付箋紙1貫うにあっては、見積もりをとらねばならず、事業実施主体の市町・団体の事務量の増加、煩雑化が懸念される。見積もりをとらなければならない金額の設定等、合理性のある制度の改正が必要。	
250	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。 交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはならない(交付決定前着手に対する国の但し書きも同様)。 県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。 なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とほぼ同時期に交付申請を行うにも関わらず、例年、4月中に交付決定が行われているところである。	国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。	農山漁村地域整備交付金交付要綱	農林水産省	千葉県	北海道、神奈川県、静岡県、浜松市、兵庫県、岡山県、愛媛県、佐賀県	○変更申請においても交付決定に1ヶ月程度を要するため、同様に早期の交付決定をお願いしたい。 ○早期着工を必要とする事業に対応するため、提案にあるような交付決定手続の簡素化について検討いただきたい。 ○交付決定が遅延しているため、事業の早期着手を妨げていることや、交付前着手届の提出など事務量の増大を招いている。他の補助事業同様、速やかな交付決定が行われるべきである。 ○今年度の農山漁村地域整備交付金の交付決定は5月29日積雪期での工事を避けるためにも、可能な限り早期に事業着手したい。 ○当市としては、原則として交付決定を待って事業着手しているが、今後、早期発注が必要となる事業も見込まれることから、年度当初に交付決定がされることができれば、業務の効率化等につながるものと考ええる。 ○本県においても、交付決定の遅れで各事務所への事業費等の割当てが遅れることにより、予算の早期執行に支障が生じている。 ○事業の実施要綱・要領上では、交付決定前着手届けを提出することにより事業主体の責務で事業に着手する事が可能となっているが、事業主体によっては、国・県からの交付決定をまって事業に着手する地区もあり、事業の早期執行に支障を期待している。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
251	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。)」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。 これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。	農林畜水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林水産省	千葉県		豊橋市、岡山市、島根県、沖縄県	○地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整に係る時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。
277	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 ついでに、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日厚生省通知) ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日建設省通知)	農林水産省、国土交通省、環境省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	大崎市	○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。	
283	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまふ。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。	・農地法第5条第1項第7 ・農地法施行規則第53条第5号	農林水産省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	栃木県、熊本県、宮崎市	○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、復旧復興の円滑化に寄与できる。 ○当市では、土地開発公社が市街地調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社経理基準要綱(土地開発公社の経理について(昭和54年12月19日自治政第136号)別添)第3条第8号により、市に所有権を取得させているのが通例である。しかし、昨年度にあった事例で、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公園用地として先行取得し、次年度に市への買戻し費用を補助対象に充てるため担当省庁と調整した結果、市に直接所有権を取得させるのは、会計検査院から指摘を受ける可能性があるため認められないとの指導がなされた。そのため、やむをえず農地転用の手続きを行い、土地開発公社に所有権を取得させた。しかし、そこに至るまでには、雨水浸透阻害行為許可の申請や造成工事等に予定外の費用が発生し、また、農地法の許可に時間を要したことで用地買取自体も遅延し、地権者に大変ご迷惑をかけることになった。 ○道路、河川等の公共事業に必要な土地の土地開発公社による先買いにおいて、依頼元である国や県との協議により、円滑な事業実施が図られるよう、本県土地開発公社は農地以外の土地を取得している。このため、公共用地の取得に際しての支障は生じていないが、提案の内容は土地開発公社の用地取得範囲を広げるとともに、土地開発公社が有する機動力を十分に発揮することで、より効果的な事業執行に土地開発公社としても寄与することになると考えられる。	
294	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付けの行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町	-	-	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
310	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、長期間相続登記がなされて、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人超いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市		<p>福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市</p> <p>○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と努力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3～6ヶ月)、行方不明者の調査(3～6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的利活用のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってほしい。</p> <p>○本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみで49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市緑辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が権家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が進むと更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的利活用の円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考え、これにより、内諾者と特分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考え、</p>	

経済産業省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件 (経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	-	-	-	-
67	A	権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 【認定機関数】(H29.2.6) 全国 25,956機関 広島県 1,186機関 都道府県が中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見照会等、経営革新等支援機関を活用した施策の展開が期待できる。 また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。 【参考】 ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	広島県、中国地方知事会、宮城県	-	-	-	
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、非効率になっている。 本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している經由事務を行っている状況にある。 また、施設等改善競輪(自転車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の經由は不要となっている。 なお、競馬法及びモーターボート競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。	自転車競技法第2条 自転車競技法施行規則第6条	経済産業省	富山県	福島県、川崎市、大阪府、広島県、愛媛県、大分県	○ 本県においても、年間平均5件程度の開催届出に対して形式確認を行った上、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、単に經由事務を行っている状況にあり、都道府県にとって經由事務は負担となっている。また、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、事務処理が廃止されることによって都道府県に支障を来すこともない。都道府県の經由事務を廃止する方が、届出内容の訂正等がある際に所轄経済産業局と市町村が直接やりとりすることで事務負担の軽減・処理日数の短縮化につながるため、制度改正は必要である。 ○ 本県においても、年間4件程度の開催届出がなされ、形式確認を行った上で所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例はここ数年なく、実質的に經由事務を行っている状況である。制度改正により、都道府県の經由事務処理負担の削減につながるほか、競輪施行者である市町村においても都道府県に提出する開催届出書類の削減ができ、一連の事務負担の軽減及び処理日数の短縮化が期待できる。 ○ 本県では、年間平均5件程度の開催届出に対し、所轄経済産業局への送達を行っている。しかしながら、富山県からの意見同様、県の事務と市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、經由事務は実質的には形骸化している状況にある。加えて、開催届の文書は量が多く、送付にあたり、競輪施行者である市町、經由事務を行っている県双方の負担が大きい。 ○ 都道府県の經由を廃止することで、本市から経済産業省へ到達する期間が短縮でき、開催計画確定から国への提出期限までの事務処理可能期間に余裕が持てることから、事務のミス等のを軽減することができると思われる。		

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
5	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の經由事務の廃止	国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の經由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。 ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。 ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあつては、都道府県の進捗期間(標準処理期間30日)がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。同様に、経営事項審査にあつても、都道府県の進捗期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、建設業者の利便の向上に繋がる。 	建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4、建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2	国土交通省	神奈川県		<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。 ○申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせることがあり、地方整備局に直接問い合わせるよう伝えていない。 ○県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月20～30件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ○申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空くため、申請者は提出したつもりでいても、まだ地方整備局に届いていないことがあった。 ○受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの進捗期間(標準処理期間30日)が無くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。 ○国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書等の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。 ○国土交通大臣許可の申請、届出に関し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。 ○本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性がないことが多い。 ○従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を経由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいため、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあつてしかるべきである。 ○当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。 	
10	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大	駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。	<p>駐車場の駐車面積が500㎡以上である路外駐車場においては、駐車場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」などについて出入口の設置が制限されている。</p> <p>長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。</p> <p>長崎市中心部の思兼橋電停付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、現在、既存不適格建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車場がある。</p> <p>当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車場として建替等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。</p> <p>本市の路面電車の停留所においては、道路の中央に設置しているものの、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が近辺にあつたとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保できるものと考えている。</p> <p>また、駐車場出入口を路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置する場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入庫は左折のみとなり、道路交通への影響は少ないと考えられる。</p> <p>今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留所が支障となり、駐車場法の技術的基準を満たす面所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難となるケースが想定される。</p> <p>それぞれの地域の事情に柔軟に対応できるよう、道路管理者及び交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。</p>	<p>中心市街地での商業施設等の建築物の更新の際に、自敷地での駐車場確保が容易となることで、魅力ある商業施設等の建築が可能となり、地域の活性化に資する。</p> <p>また、パーク&ライド駐車場など、電停と駐車場を近接して設置することができ、道路交通の円滑化につながる。</p>	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	長崎市			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
21	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	地方自治体の裁量により健全性に応じた効果的な橋梁点検を可能とする点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡素化	初回点検を除く近接目視点検結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならぬため、点検だけでなく補修にも人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの目視が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全性かつ効率的な点検に支障を来す。豊田市では、約1,200件の橋梁を管理しており、年間約240件の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。例えば、初回点検を除く近接目視点検結果で健全性がⅠと判定された橋梁(笹子トンネル天井板落下事故のように第三者被害を招くような跨線橋、跨道橋を除く橋梁であり、重要度が低い橋梁)については、自然災害や地域的な気象条件など特別な事情がない場合に限り、橋梁点検全体の質が低下しない範囲内で、当該橋梁の健全性に応じて地方自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、点検手法についても近接目視以外の方法(例えば、小型無人機等での映像確認等)を取り入れることが可能となるようにされた。	地方自治体の裁量により点検手法・頻度等を柔軟に設定することができるようにすることが可能となり、点検・補修の質の向上に寄与する。 新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせて点検手法をとることが可能となり、橋梁点検のコスト縮減・省力化が図られる。	道路法施行規則第4条の5の5	国土交通省	豊田市		<p>仙台市、日立市、ひたちなか市、八王子市、魚沼市、富山市、南砺市、福井市、伊豆の国市、豊橋市、岡崎市、弥富市、津市、福知山市、堺市、八尾市、出雲市、岡山県、広島県、廿日市市、高松市、宇和島市、西条市、大牟田市、久留米市、長崎市、五島市、宮崎市、鹿児島市</p> <p>○当市では約440橋の橋梁を管理している。これらを将来にわたって確実に維持していくため、緊急輸送道路となっている橋梁や第三者被害を及ぼす恐れのある橋梁等、重要度の高い橋梁を対象とした長寿命化修繕計画に基づき、コストの平準化を図りながら、計画的に補修等を行っていることとしているが、予算と人員が思うように確保できていないこと等の理由から、計画通りに進捗できていない。これに加え、道路法の改正により、すべての管理橋梁を対象とした5年に1度の定期点検が義務化されたことにより、財政的な負担が増え、計画的な事業の執行がますます厳しい状況である。橋梁の適切な維持管理を図っていくうえで、定期的な点検があることは承知しているが、限られた予算と人員のなかでは、すべての橋梁をどのように点検していくのではなく、構造・種別、築設位置、交通状況等、それぞれの条件に応じた点検頻度や点検方法を各自治体が検討できるようにされた。</p> <p>○平成26年4月2日に国土交通省の告示により、橋梁・トンネル点検は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とされ、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施することとなった。健全性診断がⅢとなった場合は、早期の補修が必要となり、長寿命化修繕計画に基づき補修を実施しなければならない。レベルⅠ(15m以上)橋梁の近接目視をする場合は、点検移動車・足場の設置・ロープアクセス等を実施することとなり、委託による経費の増大や作業に不測の事態を発生、危険性が高く、安全性かつ効率的な点検に支障を来している。当市では、845橋の橋梁を管理しており、年間約169橋の橋梁点検を余儀なくされ、レベルⅠについては業者委託、レベルⅡ(15m以下)の橋梁については、職員による近接目視点検を実施しているのが現状であり、事務作業ではかなりのウェートを占めている。点検結果により健全性がⅠと判定された橋梁や、重要度が低い橋梁については、自然災害や地域条件など特別な事情が限り無い、自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、近接目視についても小型無人機(映像確認)による点検が導入されることが可能となるよう要望する。</p> <p>○本市では、約500件の橋梁を管理しており、年間約100件の橋梁を点検しなければならない。初回点検の判定結果に関わらず、全ての橋梁に対し一律に点検を実施することは、本市の厳しい財政状況等を鑑みることにより非常に負担が大きい。よって、初回点検で判定区分が「健全」である橋梁は、点検サイクルを自治体の判断により柔軟に設定できれば、財政的負担が軽減される。</p> <p>○本市では、法定外の構りようを含め750橋ほどを所有している。毎年150橋ずつを5年ごとに定期点検を行わなければならない。点検費用の増大、人員の負担増となっている。市町村の多くは、道路構造令に定める3種5級や4種4級(生活道路)に架かる橋であり、都道や国道などの幹線道路に架かる橋と比べ大型車交通量も少ないことから経年劣化も少ない。そのような状況を踏まえ一律の管理ではなく、重要度や損傷度に応じた管理水準(点検間隔や点検方法)を設ける必要があると思われる。</p> <p>○当市は約1300橋を管理している。架橋環境は様々であり、すべての橋梁を継続的に同品質で点検することは困難である。架橋環境や過去の点検結果を考慮した上で、点検頻度の緩和や近接目視の定義の緩和(例えば、小型無人機等での確認も近接目視とみなす)を求める。</p> <p>○当村では、全体で98の道路橋を管理しているが、用水路を横断する生活道路に架かる橋梁が大多数であり、第三者被害の恐れがある跨道橋がその内の2橋である。また、直近の点検では橋梁の躯体に影響のある損傷もほとんどなく、健全度Ⅰの判定が多い結果となっている。このような現状でも、制度上一律5年に1回の頻度で点検を行う必要があり、職員の負担及び財政的な負担が増加していることが予想されるため、地域の実情に合わせ、地方自治体の裁量により点検手法及び頻度等を柔軟に設定できるようにすることで、優先順位の高い橋梁の点検・補修・補強を実施することが可能になり、施設の長寿命化に資すると考えられる。</p> <p>○当市の管理している橋は478橋(橋長2m以上)あり、全ての橋梁(2m以上)について、定期的(5年に1回)に点検・診断業務を発注し、また長寿命化修繕計画に基づき、修繕も実施しなければならない。人員及び財務的に現実的に困難である。日常点検だけでも相当な労力を要している現状である。点検(診断)だけでなく、補修工事についても施設の規模や重要度によって、どのレベルまで対応(投資)するか、ラック割けする必要があると感じている。小規模(例:5m以下)の橋梁については、致命的としない範囲の補修を実施するなどの対応が必要であると感じている。また、橋梁点検について、多様な人材(職員OB、シルバー等)を活用したいと考えているが、点検レベルや、点検資格(要件)などが課題であると感じている。</p> <p>○本市でも橋梁930橋をはじめとして、トンネルなど主要な構造物について、5年に1回の定期点検を実施し、点検結果を踏まえて施設毎の長寿命化修繕計画を策定し、計画的に対策を進めているところである。しかし、点検や補修工事にあたっては、施設数も多く、人員や財政的にも負担になっている。点検については、2巡目の点検に入っている施設もあり、前回点検時の損傷の有無や健全度などによって、点検の方法や頻度を柔軟に対応できれば、より効率的に道路施設の老朽化対策が進められると考える。</p> <p>○当市では、約2,200件の橋梁を管理しており、年間約440件の橋梁を点検しなければならないが、人口減少等により厳しくなる財政見通しの中、橋梁の老朽化対策に十分な人員や予算等を確保することは困難であり、すべての橋梁に対し5年に1度の近接目視による点検を続けていくことは、財務や業務の負担になることから、例えば、対象区分に応じて、管理者の判断により点検業務の効率化(点検期間の長期化、点検手法の簡素化など)を図ることができるよう改善してほしい。</p> <p>○当市においては、5年に1回の近接目視点検を実施している。点検結果が良好である場合は、全部材を近接目視するのではなく、桁端部や第三者被害の恐れがある部位のみを近接目視し、それ以外の損傷の進行が比較的遅い部位については各道路管理者の裁量で点検の内容を弾力的に変更できるようにしていただきたい。</p> <p>○橋梁点検車等からの近接目視点検が困難な橋梁に関して、ロープアクセスでの点検を採用した実績があるが、ロープアクセスでの点検は点検の安全性に欠けることや、点検費用に多大な費用を要することなどの課題が生じていると考える。</p> <p>○本県では、約2,700橋の道路橋を管理しており、年間約540橋の点検を実施している。平成26年7月の道路法の改正に伴い、近接目視による点検が義務付けられたため、点検車を用いた点検を実施しているところであるが、点検車が使用できない場合はロープアクセス等を用いて対応している状況であり、現場では効率的かつ安全に点検を行う高い技術が求められている。また、近接目視による点検に取り組んできたことよって、損傷がより明確に確認することができ、修繕が必要な橋梁についてはこれまで以上に増えきている状況である。今後は、5年に1回の点検にかかる費用及び点検により修繕が必要とされた橋梁の修繕費について、必要な予算を確保することが維持管理に取り組みうえで重要な課題であると考える。しかしながら、5年に1度の近接目視による点検は維持管理を行う上で重要なもので、健全性に応じた点検頻度ではなく、近接目視が困難な場合に新技術による点検が行えるよう要件を緩和していただきたいと考える。</p> <p>○当市では約1,940橋の橋梁を管理しており、道路法に基づき定期(初回)点検については、平成28年度まで約1,100橋(約57%)を完了し、判定結果については、早期に措置が必要となる判定が約26%、判定Ⅰ、Ⅱが約98%という状況となっております。この中には、殆どが判定Ⅰ、Ⅱという判定結果のなか、道路法に基づき5年に1回の定期点検を全橋対象に実施した場合、年間約360橋を継続的に実施し一定の経費についても継続的な確保が必要となります。早期に損傷を発見し老朽化の進行を防止するためには、定期的な点検は必要と考えますが、初回の定期点検の判定結果により、点検サイクルの見直しの検討も必要と考えます。各橋梁の状況に合わせた点検サイクルとする事で、点検経費の縮減を図り、縮減された経費を修繕に充当する事で、老朽化対策の推進が図られると考えます。</p> <p>○当市においても橋梁点検業務を行うに当たり、提案団体が示すような、人員の不足の問題や、点検費用や補修費用の財源の確保が困難であるといった課題を抱えている。</p> <p>○当市は山間部に位置していることから、管内に小さな河川が多く存在する。よって河川に架かる橋梁も多く、橋梁数は500を超える。橋梁点検、補修の費用削減と事務軽減は財政面と人事面での課題でもある。一律的な規定ではなく、前回点検結果が健全であって、重要度が低いと市が判断した場合、点検及び補修を先送りできるような弾力的な運用を望む。</p> <p>○当市も1,700橋あまりを管理しており、点検をおこなっているところである。そのほとんどが国県道に比べれば重要度は高くない橋であるが、点検費用は橋長が同じであれば変わらない。そのため補修系の予算の多くを点検費用が占めているところであり、肝心の補修にかけられる予算を圧迫している。</p> <p>○構りようを例に挙げれば、本市が管理する構りよう(橋長2m以上、約2,900橋)を全て近接目視による点検をした場合、総額10億円以上の巨額な費用が必要となる。5年間で実施するには、毎年、約2億円以上の多額な費用が必要となり、老朽化した道路・トンネルの計画的な修繕への影響も考えられる。このため、御提案の橋梁点検手法の簡素化等について賛同するものである。</p> <p>・さらに、御提案に加えて、以下の視点も盛り込んでいただくことを御願います。</p> <p>①点検に関する費用について、地方の財政状況を十分に考慮した補助制度の拡充(更なる国の財政的な支援、点検単独で地方負担に地方債が充当可能ななど制度改善、点検に特化した補助制度(通常事業)の導入)</p> <p>②点検頻度の緩和量について、自治体によっては点検頻度を定めることができます。将来的に法定点検が形骸化するおそれがあるため、例えば、補修により健全度Ⅰと判定されたものは7年ごとに1回とするなど、点検頻度の目安の提示</p> <p>○本市では、約2,400の橋梁を管理していることから、5年に1回の点検を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づいた補修の実施が必要となり、毎年、膨大な予算の確保が必要になっている。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視5年に1回の点検を実施するのは、非効率的であるため、健全度Ⅰによる点検方法を柔軟に設定してほしい。</p> <p>○点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも費用が必要となる。本市では、約1,100橋の橋梁を管理しており、年間約220橋の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p> <p>○平成26年7月の道路法施行規則の改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で近接目視点検を行うことが義務づけられ、点検費用が増大している。道路施設点検は、平成30年度で法定点検1巡目が完了し、平成31年度から法定点検2巡目が開始されると思うが、現在の点検方法と同様のやり方では多額の点検費用を要し、修繕はもとより改築等の他事業に影響を与えたと危惧している。このような状況を踏まえ、一律5年に1回の近接目視点検とするのではなく、道路施設にも国道、県道、市町村道まであり、利用頻度も異なることから、交通量、構造種別、供用年数、健全度(前回点検結果)等により点検頻度・点検手法を変更できるような道路法施行規則の見直しを検討してほしい。</p> <p>○近接目視による橋梁点検において、橋梁点検車が配置出来ない又は車両確保が出来ない場合の、高い所や狭くて入りにくい場所の点検にあたっては、足場設置、ロープアクセス等により実施している。近接目視</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>でなくても、現状を確実に確認できる精度の映像等を取得できる新技術(探索カメラ等)の活用が可能となれば、点検費用コストの削減が図られる。</p> <p>○定期点検は、必要な知識および技能を有する者が近接目視により5年に1回に健全度の診断をおこなうことが道路法施行規則により定められている。本市においても点検対象橋梁数が457箇所あり、近接目視で点検をおこなうことは、安全の確保の観点から足場やロープアクセスを実施することになり、高品質な点検やその結果による補修をおこなっていくことが懸念される。</p> <p>○本市では、900橋を超える橋梁の維持管理を行っている。そのうち、5m未満の小規模な橋梁については職員で対応できるものは職員点検を実施して、限られた予算で5年に一度の法定点検を実施している。小規模でかつ、健全性が高い橋梁については、橋梁点検の質が低下しない範囲内で、地方自治体の裁量で点検頻度を定められるような制度の必要性を感じる。また、点検手法についても、近接目視以外の方法の採用など、弾力的な運用を要望したい。</p> <p>○交通量がほとんどない橋りょうについても点検対象となっているため、健全性1と判断された橋りょうについては、各自自治体の判断により点検の頻度(5年に1回)を緩和できるようにすれば、少ない人員で効率よく点検ができるものと思われる。</p> <p>○本市においても、管理橋梁が960橋を超えており、今後の定期点検に多額の予算が必要となる。</p> <p>【制度の課題】橋梁の状態や重要性にかかわらず、同じ基準で定期点検を行わなければならない。</p> <p>【改正の必要性】本市では、5年の1回に行う定期点検の初回実施分は、全てコンサルタントへ発注して点検精度を高めるとともに、損傷状況を詳細にまとめている。2回目以降の点検は、初回点検結果をもとに、遠方目視で劣化が進んでいない場合は、カメラや遠方目視による点検に簡素化できないかと考えている。そのように改正することで、修繕工事に予算を重点配分できる。</p> <p>○本市も同様に、全ての橋梁に対し一律に5年に1回の近接目視点検を実施するのは困難であるため、地方自治体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p> <p>○本市においても、安全かつ円滑な点検を実施することにより、多大な費用を要する。</p> <p>○本市においても、約150件の橋梁を管理している。現在の制度では、健全性に関わらず恒久的な点検を行う必要があり、財政への負担が大きい。また、今後、老朽化が急速に進む中、緊急性の高い橋梁の修繕にかかる予算も増大することから、健全性の高い橋梁については、点検頻度を緩和するなどの制度改正を求めたい。</p> <p>○本市においては、橋りょうの維持修繕について、法令に基づき平成26年度から5年に1回の近接目視による定期点検を実施しており、点検結果に基づいた必要な修繕を進めるとともに、長寿命化修繕計画に則り、計画的な修繕も並行して実施している。こうしたなか、定期点検については、平成30年度に初回点検が完了するが、構造物の機能に支障が生じていない状態である。「健全度1」と判定された橋りょうについて、各自自治体が地域特性や交通状況を踏まえ、点検の手法・頻度を柔軟に設定することで、限られた財源・人員をより有効に活用でき、計画的な修繕が可能となるとともに定期点検の質の向上が図れる。また、新技術による点検も可能とすることで、点検コストの削減等につながる可能性がある。</p> <p>○本市では、全体で563橋の道路橋を管理しているが、排水路・水路を横断する生活道路に架かる橋梁が大多数である。また、H26～28年度(3年間)の直近の点検では橋梁の躯体に影響のある損傷もほとんどなく、健全度1の判定が多い結果となっている。このような現状でも、制度上一律5年に1回の頻度で点検を行う必要があり、職員の負担及び財政的な負担が増加していくことが予想されるため、地域の実情に合わせて、地方自治体の裁量により点検手法及び頻度を柔軟に設定できるようにすることで、優先順位の高い橋梁の点検・修繕・補修を実施することが可能となり、施設の長寿命化に資すると考えられる。</p> <p>○本市では、島嶼部を結ぶ渡海橋など長大橋を多数管理しており、橋梁点検車、足場、ロープアクセスによる近接目視点検を実施しているところである。しかし、これら長大橋を対象とした近接目視による橋梁点検は、点検者の転落事故等の危険性を有していることや、多大な費用を要することなどが課題となっている。このため、道路法施行規則第4条5の5に記載された近接目視による点検を、現状より安価で安全な、新技術を活用した点検手法の導入を求める。</p> <p>○点検は、道路法施行規則第4条の5の5の規定により、近接目視で5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果に応じて、即対策が必要な場合があることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修を実施しなければならないため、その経費は膨大になることが予測される。一方、点検は、橋梁の荷重や幅員により、点検車からの目視が困難な場合、仮設足場の設置が必要となるが、設置・撤去に掛かる費用や時間、管理者への占用許可申請手続等を要し、また点検者の危険性もある。本市では、約1400橋の橋梁を管理しており、年間約280橋の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に一律に高品質の点検・修繕を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、道路法施行規則に規定された、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方公共団体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p> <p>○本市も約940橋の橋梁を管理しており、年間約190橋の橋梁を点検している。今後、老朽化が急速に進む中、全ての橋梁に対し一律に高品質の点検及び補修工事を行うためには、多くの費用が必要となる。この様な中、橋梁の重要度や健全性に関係なく近接目視で5年に1回の点検の実施が、橋梁修繕を進める費用を圧迫するおそれがあり、橋梁の健全な維持管理に支障をきたすおそれもあるため、地方自治体の判断により橋梁の重要度や健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p>	
152	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IoT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる。近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	トラス橋などの桁下については、部材が支障となり橋梁点検車のブームが入らないため可視箇所が存在する。そのため、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障を来たすとともに、多大な費用を要する。	近接目視に代わる点検ロボットなどの新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせて新たな点検手法を活用することにより、定期的な(5年ごと)点検におけるコスト削減や省力化が図られる。	道路法施行規則第4条の5の5	国土交通省	徳島県		<p>○管理橋のうち踏線橋においては、終業から始発までの限られた時間(3時間程度)で点検業務を行わなければならない。特に、線路の真上に位置する足場の設置・撤去については、1日ごとに行わなければならない。また、膨大な点検費用を必要とする(通常の点検費用に対し20～30倍程度)。近接目視と同等の能力を持つ点検ロボットなどの開発により、作業効率の向上、足場の仮設等が不要になることで、コスト削減に寄与するものと思われる。</p> <p>○架橋環境によっては、近接目視が困難な箇所が存在する。点検方法の選択肢を広げ、点検における省力化やコスト削減を図るために、近接目視と同等とみなせる新技術を示すことを求める。</p> <p>○本市においても通常の点検車で行った点検について、大型の点検車やロープアクセスなどによる点検を実施しているところである。点検の省力化や効率化に向けて、技術者による近接目視と同等の評価が得られるような新技術の活用が必要であると考える。</p> <p>○本県は全国トップクラスとなる約4500橋の橋梁(2m以上)を管理している。その中には、部材が支障となり橋梁点検車で点検ができず近接目視が困難な橋梁が存在する。その場合、ロープアクセスで点検を行うこととなるが、橋梁桁下は点検が困難であるし、足場設置・撤去となると多大な費用と時間を要する。そのため、近接目視と同様の点検精度を有し、コスト削減や省力化を図ることのできる新技術を活用することができるよう、基準を緩和してほしい。</p> <p>○点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの目視が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。</p> <p>○昨今の点検技術は従来の土木分野のみならず、ロボット技術や情報技術の分野の業者の参入も多く、日進月歩で成長している。一方で、現行の法制度の中では橋梁点検は全部材を近接目視することを原則としているため、例えば鉄道を跨ぐ橋梁や幅員の広い橋梁などについては点検を実施するのに莫大な費用や期間が生じている。ドローン等のロボット技術の活用を柔軟にできるようになれば、より合理的で効果的な点検を実施していくことができるのではないか。</p> <p>○本県においても、平成26年7月の道路法改正に伴い、橋梁点検車で近接目視による点検ができない場合は、ロープアクセスによる点検を実施しており、点検者の安全確保と点検にかかる多大な費用について課題を抱えているところである。このため、近接目視と同評価が行える点検ロボットを導入することにより新技術による点検を可能にするなどの要件の緩和が必要である。</p> <p>○本市においても、桁下高の高い橋梁(渡海橋)や、桁下高の高い橋梁を有している。特に、吊足場や大型の橋梁点検車(BT-400)を必要とする場合、高額な費用を要することや、一定の期間に車両の確保等が困難なケースがある。</p> <p>○上部工下面や側面を化粧パネルで覆っている構造の橋梁について、5年に一度の近接目視点検を行うためには、化粧パネルを取り外す必要があり、費用が莫大なものになる。そこで近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行えることとあるが、その方法について、点検口からのカメラ撮影は可能とするなど指針をしめしてほしい。</p> <p>○橋長の短い小規模橋梁については新技術を活用した簡易な点検手法を確立し、点検費のコスト低減を図ることが可能と考えられる。</p> <p>○本市も1,700橋あまりを管理しており、点検をおこなっているところである。そのほとんどが県国道に比べれば重要度は高くはない橋であるが、点検費用は橋長が同じであれば変わらない。そのため橋系の予算の多くを点検費用が占めているところであり、肝心の補修にかけられる予算を圧迫している。</p> <p>○橋りょうを例に挙げれば、本市が管理する橋りょう(橋長2m以上、約2,900橋)を全て近接目視による点検した場合、総額10億円以上の巨額な費用が必要となる。5年間で実施するには、毎年、約2億円以上の多額の費用が必要となり、老朽化した道路インフラの計画的な修繕への影響も考えられる。点検コスト削減や技術者不足の解消のため、徐々に活用がすすんでおり、ドローンをはじめとした新技術等について、道路橋定期点検要領に記載のある「技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法」としていただくよう、御提案に賛同するものである。</p> <p>○近接目視が難しい橋梁点検箇所について、新たな点検手法の活用を行うことで、点検におけるコスト削減や省力化が図れることから点検手法の緩和をされたい。</p> <p>○平成26年7月の道路法施行規則の改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で近接目視点検を行うことが義務づけられ、点検費用が増大している。橋梁においては、トラス橋や歩道橋などの橋梁点検車で点検ができない橋梁においては、足場やロープアクセスによる点検が必要となるが、点検費用が高額となっている。このような状況を踏まえて、現在国土交通省でも試行点検を実施している点検ロボット等の新技術による点検方法を取り入れることで点検費用の削減が図れると考える。また、点検ロボット等での点検を可能とする道路法施行規則の見直しも併せて検討してほしい。</p> <p>○本県においても、ハイビアの橋梁など近接目視が困難な箇所点検に苦慮しており、新技術を活用した点検は有用と考える。</p> <p>○本市においても、今年度、ロープアクセスによる橋梁点検箇所(JR軌道敷)の予定がある。ご提案のように作業時間が制約されることと、足場や橋梁点検車よりも点検環境が悪いので、安全性が低く、点検を円滑に行うには支障が生ずると考える。</p> <p>○これまでの点検作業において、その受注者から次の課題が報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吊り橋においては、吊り橋等の部材が支障となり、橋梁点検車のブームが入らず、損傷らしき様子を発生し、点検作業が原因で危険が懸念される。 	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>見しても、その程度や原因の特定が困難である。</p> <p>・また、高橋脚の脚柱はもとより、幅員が狭い橋梁や主要部材の損傷が認められる橋梁については、橋梁点検車の使用そのものが困難な状況となっている。</p> <p>こうした現状に対して、吊足場及び特殊高所技術調査を採用しているが、吊足場については、設置・撤去に当たり出水期を避ける必要があり、かつ、山間部等の小規模な橋梁においては足場資材の搬入そのものが困難な状況である。また、特殊高所技術調査については、橋梁の架設状況等によっては、安全性の問題に加えて、経費が割高になる場合がある。</p> <p>以上の状況を踏まえ、近接目視の手法の拡大・充実、さらには近接目視と同様の点検精度を有する新技術の活用は、定期点検の精度向上はもとより、市町村の負担軽減につながるなど、老朽化対策の一層の推進につながるものと考えられる。</p> <p>○本市では、約900橋の維持管理をしている。約600橋について近接目視による法定点検が完了している。そのうち、3橋についてはロープアクセスによる点検が必要となり、多額の点検費用を要している。</p> <p>○全ての橋梁点検は、近接目視で行っておりコストがかかっている。本市においても、斜張橋が2橋あり、点検には、ロープアクセスによる工法を用いなければならず、点検にかかる費用が高額である(費用:1橋あたり500万円以上)。近接目視の点検方法として新技術(ドローン等)を活用するなど、コスト削減を図ることができ、より効率的な点検が可能となる。</p> <p>○本市も同様に足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検は安全性が低いことからドローンの活用や新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせて点検手法をとる必要がある。</p> <p>○幅員の狭い踏線橋、踏道橋等では、近接目視のために全面的に吊り足場を設置する必要があり、点検に時間や費用を要する。近接目視と同様の点検精度を有する新技術を取り入れることで、コスト削減と安全性の確保につながるため、制度改正を求めたい。</p> <p>○近接目視による点検に加え、その他の技術が採用されることで、点検手法が拡がり、点検コストの削減等につながる可能性がある。</p> <p>○橋梁点検車等からの近接目視点検が困難な橋梁に関して、ロープアクセスでの点検を採用した実績があるが、ロープアクセスでの点検は点検の安全性に欠けることや、点検費用に多大な費用を要することなどの課題が生じていると考える。</p>	
23	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	市町村運営有償運送における持ち込み車両の使用を可能にする	市町村運営有償運送で使用する車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を使用することができることとして頂きたい。	自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空白地)の実施にあたって、市町村は、運送に必要な自動車自ら保有することとされているが、保有車両では対応できない突発的な事態も想定されるほか、これに対応するための予備車両を保有することは効率的ではなく、また車検などにより定期的に運送に使用する自動車が使えなくなる期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることも可能として頂きたい。	市町村運営有償運送が実施しやすくなることにより、より効率的な運送を行うことができるようになることと、地域への公共交通の提供を安定的に行えるようになることで、地域や地域交通の活性化につながる。	道路運送法第79条の4第1項第6号 道路運送法施行規則第51条の9 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年国自旅第141号) 自家用有償旅客運送についてよくあるご質問	国土交通省	上越市		<p>伊豆の国市、滋賀県、福知山市</p> <p>○高齢者の移動手段確保が重要な課題となる中で、持続可能な交通手段の提供に向けた取組を進めていく必要があり、その一つの手段である自家用有償運送を実施しやすくしていく取組が必要。</p> <p>○自治体でバス車両等を保有し、維持管理する負担が軽減される。</p> <p>○運行委託先の車両を用いることが可能であれば、車検等に柔軟な対応ができる。</p> <p>○突発的な故障により、運行に支障が出ることもあるため、安定した市町村運営有償運送を実施するため、持ち込み車両の使用は必要である。</p> <p>○自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空白地)の実施にあたり、市町村は新たな車両の購入費や維持管理費等の負担が発生し、本来の交通不便地域の解消といった目的を達成できない場合がある。通常、市町村は運行事業者と運行委託契約をするため、運行事業者が保有する車両を活用することが効率的な交通不便地域対策と考える。</p> <p>○市町村では、財政上の事情もあり、予備車両の保有は十分ではない状況にある。</p> <p>○仮に、運行中において車両故障や事故が発生した場合、緊急に代替車両の確保ができないケースも想定され、この場合、やむなく欠便が生じてしまう可能性がある。</p> <p>○そこで、このような突発的な事態の際には、例外的に自家用車両以外の車両(委託先事業者やバス事業者所有の貸切バス車両など)でも運行可能とするよう制度改正をお願いしたい。</p> <p>○提案事項について、賛同できる部分が多い。本市の市町村運営有償運送は、20～29人乗りのバス車両を3台保有し運行している。山間僻地、交通弱者の多い地域にあって公共交通の必要性は高まるばかりであるが、これと相反するように利用者数は毎年減少している。維持管理や運行委託料の軽減を図るべく小型車両の導入を検討している一方で、にし阿波振興観光戦略の核となる剣山ルートの確保に向け、行楽シーズンに限り「剣山登山バス」を運行しているため、小型化による輸送能力の低下も避けたいところである。</p> <p>○今回の提案によって、一定期間当市が保有する車両以外の車両(委託業者所有に限定)を使用することができれば、より効率的な運行体制が図られるとともに、突発的な事象にも即対応が可能となるため、安定した事業運営が成されるものと期待する。</p>	
60	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること。	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手續の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	総務省、国土交通省	掛川市、袋井市		<p>沼津市、豊橋市、浜田市、福岡市、大牟田市</p> <p>○管理代行と指定管理では、受託者が行える業務の内容に違いがあるため、窓口が管理代行者に一元化されることにより、住民サービスの向上につながることを期待される。また、管理委託の一元化は、事務手続きの簡素化につながるから、事務処理コストの削減にもつながる。</p> <p>○当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。</p> <p>○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅と同様に家賃が応能家賃であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。</p> <p>○当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給会社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを管理代行制度に移行している(滞納者、不正入居者等への明渡請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移行した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。</p>	
173	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかず整備された住宅(以下「その他住宅」という)について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。	【現行制度】 公営住宅とは、公営住宅法により「国の補助に係るもの」と定義されており、国の補助を受けて自治体が建設したもの又は民間住宅を買い取り若しくは借り上げたものの3種類に区分される。 【本県の状況】 地域の住環境等の変化により、本県が独自に整備し、公営住宅より所得のやや高い者に供給している住宅の需要が低下している。その一方で、公営住宅に対する需要は依然として高く、その他住宅を低額所得者向けの住宅に転用することが望ましい状況が生じている。 【支障事例】 その他住宅を独自に低額所得者向け住宅とし、国土交通省の補助要綱の活用や、地方公共団体の条例等の整備によって公営住宅に準じた運用を行うことは可能ではあるが、公営住宅ではないため、公営住宅法を根拠とした運用ができない。 例えば、公営住宅法に基づく管理代行を行うことができないため、その他住宅については、引き続き指定管理者制度を用いることとなる。また、収入調査など現在の条例に規定のない事項について新たに条例に定める必要がある。このように地方公共団体が条例等を工夫することにより対応する余地はあるものの、無用な混乱が生じ、また、事務作業量が膨大で運用上の負担が大きい。	地方公共団体が不要な制度設計や業務の区分等を行う必要がなくなり、制度の違いによる無用な混乱や運用上の負担が軽減される。さらに、需要の高い公営住宅に転用することで、空室の解消につながり、地域資源の有効活用や地方公共団体の収入増も期待される。こうした効果は、地方創生や、「経済財政運営と改革の基本方針2017(仮称(素案))」(H29.6.2経済財政諮問会議)における歳入改革につながるものと考えられる。	公営住宅法第2条	国土交通省	埼玉県			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であるとする。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国土省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、高知県、山口県、宮城県				
77	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法21条に基づく実証運行期間の緩和	道路運送法第21条第2号による実証運行実験においては、運行期間が1年以下でなければ許可がでないこととなっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の柔軟な取扱いを可能とすること。	地方自治体が、道路運送法第21条第2号許可により実証実験を行い間断なく本格運行に移行するためには、本格運行移行のための手続期間等を考慮すると、実証実験の期間中に本格運行のための道路運送法4条に係る許可申請をしなければならず、本格運行の計画の検証のためのデータ収集期間が1年未満となってしまう、実証期間の確保が不十分な場合がある。 例えば、冬期の降雪量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるなど、年間を通じた検証データの収集が必要となるなか、住民の周知なども別途必要となっている。 21条許可の期限終了までに適切な運行形態が判断できないと、切れ目のない公共交通の提供に支障をきたし、利用者の利便性が損なわれたり、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となり、変更手続きに時間を要することとなるなど行政内の事務負担の増加にもつながる。 【実例】 21条許可によりデマンドタクシーの実証運行を行ってから本格運行へ移行した。降雪地域においては冬期間とそれ以外の期間で利用状況に差が生じることがあるが、本格運行移行のための手続きや調整に半年ほど期間を要したため、年度下半期の利用状況の検証を十分に本格運行の計画に反映することができなかった。これにより、本格運行に移したところ、利用状況の予測と実態に差異が生じ、予算不足や本格運行移行後のダイヤ変更が生じた。	道路運送法第21条による実証運行は、道路運送法第4条による運行に比べて、路線等の変更を機動的に行うことができるため、必要十分な利用者数等の需要データを把握することが可能となるほか、利用者のニーズを反映して柔軟な実証運行を十分に行うことができる。 これにより、持続可能な本格運行の形態をより的確に把握することが可能となり、地域公共交通に関する住民サービスの向上に寄与する。	・道路運送法第21条第2号 ・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成26年1月24日付国土交通省第433号自動車交通局長通知)	国土交通省	全国市長会		ひたちなか市、伊豆の国市、福知山市、宮崎市	○提案事項のように1年間での実証運行では、検証から本格運行までに時間と労力が要することがあると推測する。本市においては、半年間の実証運行を実施し、半年程度の検証及び準備期間を設けて、本格運行に移行した。道路運送法21条許可は、実証運行を開始すると、実証運行中に変更する手続きが無い場合、運行に支障をきたした。そのため、実証運行を開始すると、地域ニーズに対応した運行ができない状況である。(当初から本格運行実施は、路線廃止のリスクが高いため、敬遠される。)本格運行に向けて、運行実績データ収集や検証、地域公共交通会議での承認等、クリアする障害や事務手続きが多い状況である。実証運行から本格運行に移行する際の切れ目のない公共交通の提供は、住民が望む運行形態であるが、予算承認からの運行事業者決定、免許手続き、住民周知など期間的に困難を有している。 ○コミュニティバス等の導入においては、運行コストや利用者ニーズの把握が重要であり、それらを考慮した運行計画を立てる必要がある。 道路運送法第21条による実証実験運行期間は、運行コストや利用者ニーズを掘り出すに重要であり、実証実験運行期間の延長等柔軟な取扱いが必要だと考える。	
202	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法21条に基づく実証実験の1年要件の緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、道路運送法第21条第2号に基づき、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うものとして、平成18年9月15日付け通達「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」により、実証実験等に限定して原則として1年以下の期限を付して許可されているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期限を3年以下に緩和することを求めるもの。	【制度改正の経緯】 コミュニティバス(区バス、住民バス)の社会実験については、利用者等の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの変更等を行いつつ、最長3年間の利用状況や収支を検証し、本格運行への移行の可否を判断している。 また、利用啓発や利用者の定着には長期間を要し、持続可能なバス路線として社会実験の効果を確認するためには1年間の期間限定では不十分であり、3年間は必要と考えている。 【支障事例】 現状では、第21条の一時的な需要への対応として1年間の許可をいただき、その後は、第4条に切り替え社会実験での運行を継続しているが、平成27年度の江南区内における住民バス社会実験において、第21条から第4条への切り替えが年度途中で、年度末までの残期間予算は確保されていたが、次年度予算が確保されていない(継続的な運行の担保がない)として第4条の許可が得られず、社会実験としてのバス運行が休止となり、住民に不便を与える支障事例があった。 【制度改正の必要性】 第4条による運行の切り替えがスムーズにできた場合であっても、第21条による運行とは異なり、運行本数の変更や運行経路の変更に伴う手続きが多く、即断的に変更を行うことができないため、効率的な社会実験の妨げになる。	コミュニティバスの社会実験による、実証実験としての運行期間が3年間となることで、地域や利用者ニーズを反映した運行ルートやダイヤの試行により、継続的に利用状況や収支の検証が可能となり、利用者の定着を含め、持続可能なコミュニティバスの本格運行が実現できる。	道路運送法第21条	国土交通省	新潟市		ひたちなか市、伊豆の国市、福知山市、徳島県、大村市、宮崎市	○自動車に慣れた方の生活スタイルを変えることは、ある程度の期間を有する。通勤通学で公共交通を利用する方にとって、1年以内の期限付きでは効果が表れない。また、机上からの実証運行が柔軟に対応(変更手続き)できない仕組みでは、地域に即した運行に近づけることができず、国が進める主旨とは異なる現状である。 ○現在本市においても2か月間の実証運行のため道路運送法21条にてデマンドタクシーの実証運行を予定している。今後地域住民からの利用アンケートなどにより柔軟に運行計画を変更していきたいと考えているため、本格運行へは慎重に判断していきたいと考えている。そのため、実証運行期間の緩和をお願いしたい。 ○コミュニティバス等の導入にあたっては、運行コストや利用者ニーズの把握が重要であり、それらを考慮した運行計画を立てる必要がある。 道路運送法第21条による実証実験運行期間は、運行コストや利用者ニーズを掘り出すに重要であり、実証実験運行期間の延長等柔軟な取扱いが必要だと考える。	
85	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件の見直し	河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とされているが、地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。	水門や陸開等の河川管理施設については、市町村又は河川法施行規則第37条の6において、河川協力団体の要件を満たす団体(河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人)に限られている。 当県においては、フェンスで囲まれた一般企業が所有する土地を通らなければならない位置に整備した陸開があり、災害時等には当該企業への確認、開設依頼等を行わなければならないが、県又は委託を受けた市町村等が迅速に対応することができない。 また、災害発生時に迅速に対応するためには、水門、陸開付近の地元自治会や企業に操作を委託することが有効な対策と考えられるが、当該規定で委託先が限定されていることにより、そのような対策を講じることができない状況である。なお、海岸施設の水門・陸開の操作については、法令で委託先まで限定されておらず、「津波・高潮対策における水門・陸開等管理システムガイドライン」において地域の実情に応じて委託先を決定できるようになっている。	災害発生時に、より迅速・円滑な対応が可能となり、被害の防止、軽減を図ることができる。	河川法第99条 河川法施行規則第37条の6	国土交通省	宮城県		埼玉県、新潟市、福井市、長崎県	○平成19年に本県は内閣府に「公共サービス基本方針の見直しに関する要望」でも、民間委託を提案した。しかし、排水機場の操作は操作規則により、定められ、創意工夫を図る余地がなく、民間による創意工夫を目指している公共サービス改革法に合致しないという理由で公共性が極めて高い性質のため、官が責任をもって実施するものであるという理由から実現しなかった。現状でも、年々、県及び市職員が削減されており、管理体制が厳しい。官が責任を持った条件で、民間操作委託などが可能となれば、河川管理施設の管理体制の選択肢がひろがる。 ○本市の管理河川は、延長1.65kmの準用河川1本のみであり、水門や陸開等の河川管理施設がないため、現時点で支障事例はない。しかしながら、地域の実情に応じて、委託先が決定できるように要件を見直すことに同意できる。 ○災害発生時に迅速に対応し、浸水被害の軽減を図るためには、地元事情に精通した水門、陸開付近の地元自治会や企業に操作を委託し、連絡・協力体制を構築することが有効な対策と考えられるため、制度改正は必要であるとする。	
86	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	河川敷地占用許可について、個人に対し菜園等を設置できるような許可要件の見直し	河川敷地占用許可準則第6占用主体、第7占用施設に、個人が設置する菜園を追加していただきたい。	本県が管理している河川敷地の一部において、菜園の設置を希望する住民が複数いるが、河川敷地占用許可準則の規定により、現状は個人を対象として河川敷の占用を許可することができない。 また、町内会等にも菜園用の河川敷地占用及びその管理を打診したこともあったが、断られた経緯がある。 当該河川敷には、現在、占用を許可している公園等はなく、県としても年に数回の除草等を実施する必要があることから、河川管理の支障とならない範囲での有効活用を考えている。 そのため、占用料の徴収、抽選の実施等により機会の公平性を担保する。河川管理上支障となる工作物等の設置を行わない、除草等を適切に行う等の条件の下で、菜園の用に供するための河川敷の占用を個人に対して許可できるように、関係規定の見直しを求めるものである。	菜園等の設置により親水機能を高めることができる。 占用料の徴収など有効に土地を活用できる。	河川敷地占用許可準則	国土交通省	宮城県		仙台市、長崎県	○本県において、該当事例はないが、河川管理上支障がなく、対象者の選定の公平さが担保できれば、占用料収入も確保されることから、制度の見直しの検討には値すると考える。 ○個人等で除草を条件に占用許可対象を広げられれば、良好な環境の維持、管理費の削減が見込める	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
87	地方に対する規制緩和	農業・農地	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。	本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。	反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。	農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項	農林水産省、国土交通省	宮城県、広島県			福井県、高松市	〇本市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるとおり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。
88	地方に対する規制緩和	運輸・交通	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行区域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。 ①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。 ②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。	手軽に所持できるようになったドローンの飛行方法は、航空法の改正により明確化されたが、飛行実態を見るとそれが遵守されているとは思えない。特に、観光地やイベント会場などの多数の者が集合する場所での飛行が見受けられるため、安全な飛行方法の徹底が求められる。 また、航空法による承認は国土交通大臣となっていることから、現場を管理する市町村には承認の有無が把握できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。 本村は、富士山麓に位置し、世界文化遺産のエリアで忍野八海に8つの構成資産を有しており、通年観光客が絶えない地域である。 最近、この忍野八海にドローンが飛行することがあり、観光客がいる上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全面や墜落時の構成資産への影響が懸念される。 また、当該区域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかどうかの判断も出せず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなどにも対応することができない状況である。	飛行区域となる当該市町村において飛行情報がきちんと把握できるとともに、現場の安全管理が徹底できることとなる。	航空法第132条の2	国土交通省	忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村			ひたちなか市	〇本市も観光施設は多々あり、中でも全国有数の紅葉の景勝地となっている場所においては、紅葉シーズンである11月には約40万人の来場者が訪れる。施設の自主規制として、来場者の上空は飛ばさないなど安全に配慮してもらうようお願いをしており、現在は危険がない状態を確保しているが、法的拘束力がないため、悪質な操縦者がいれば来場者等に対し危険を伴う可能性がある。〇空撮のためのドローン使用に係る手続に関する質問もあることから、安全管理の面で同様の不安があるため、提案団体の示す制度改正は必要なものと考ええる。
94	地方に対する規制緩和	運輸・交通	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	現在、中山間地では少子高齢化や人口減少が特に進んでいることから貨物や旅客の輸送量が限られており、事業の経営が成り立ちにくく、事業者の営業サービスが低下してきている。 中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配送手段がないため必要な時に必要なものが直ぐに手に入らない状況で有り、日常生活に支障をきたしている。 現行、一般乗合旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家所有乗客運送者及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家所有乗客運送者においては、少量貨物の有償運送を行うことが可能であるが、バス路線や自家所有乗客運送を行う団体がなく、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはカバーできない場所もあり、地域の実情に応じたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考える。 また、一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家所有乗客運送者により貨物の有償運送が行われていてもバス待合所等の荷物集積所まで荷物を取りに行き、自宅までこれを運ばなければならず、高齢者等にとってはかなりの重労働になる場合もあると考える。	地域の実情に応じて弾力的に貨客混載が行うことが可能となり、過疎地域における人流・物流サービスの持続可能性を確保できる。 また、従来の自動車運送事業のあり方は異なる新しい事業展開を可能とし、その生産性向上を図っていくことが期待されるとともに、生産性の向上により収益の向上が見込め、過疎地域における乗用タクシーの経営維持に繋がりを、過疎地域の交通の足が確保される。	道路運送法第78条第3号 道路運送法第82条	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、京都市、堺市			伊豆の国市	〇定期運行するバス事業では、全国的に社会実験等により、規制緩和や導入に向けた動きがある。タクシーは、不定期的な運行形態となるため、効率的な運行が求められる。また、料金設定や支払い方法、不在対応等についても協議を有する。地域のタクシー事業者の協力と理解が必要となる。地域公共交通会議での協議が必要と思われる。 〇市街地では宅配業者等により一日複数回荷物配達されるが、中山間地では一日一回しか配達されない地域もある。営業所の荷物受取のタイミングによっては翌日配達となることもあり、荷物の配達が遅れている地域がある。また、人口減少等によりタクシー利用者の減少により、地域によってはタクシー会社が撤退し、営業所のない自治体もあり、タクシーが移動手段となっている住民に影響が生じている。
96	地方に対する規制緩和	運輸・交通	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家所有乗客運送事業者の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家所有乗客運送事業者等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家所有乗客運送事業者によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	当該地域の地域公共交通関係者間で合意を得て、必要性や安全性についての担保が図られたケースについては、路線バスと、区域運行バスや自家所有乗客運送バス等との乗り換えを円滑に行うことが可能になり、利用者の利便性が向上する。 また、利用者の利便性が向上することで、地域住民のバス利用増加に寄与し、地域公共交通の維持・確保につながる。	道路運送法第44条、第46条	警察庁、国土交通省	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県			ひたちなか市、新潟市、伊豆の国市、福知山市、鳥取県、防府市、宮崎市	〇本市でも、地域公共交通会議での同意を経て、一般乗合旅客自動車運送事業として4条許可で区域運行しているデマンド交通の利用者の乗降については、乗降場の目印を設置し、目印付近での乗降をお願している。これら区域運行しているデマンド交通の乗降が、路線定期運行バスのバス停と同じ場所にすることが可能になることで、乗継などの利便性がより一層向上することから、制度の改正が必要である。 〇コミュニティバス運行については、交通空白地の交通手段確保と同時に高齢者や障害者等の交通弱者に対してサポートを行うことを目的としており、屋根のない停留所では悪天候の場合に傘をさしてバスを待たなくてはならない状況となる。利用者の利便性向上のために、路線定期運行バスの停留所を利用することについて認めていただきたい。 〇路線バスを営業する運行事業者との協議が調えば成立すると考える。地域公共交通会議において、しっかりと協議が必要である。バス停の管理や表示方法、費用の明確化が必要である。 〇全体的に、地域内移動を自家所有乗客運送、地域間移動を民間事業者による定期路線バスに委ねており、双方の円滑な乗継環境の整備によって、公共交通ネットワークを形成し、利便性向上を図る上で、自家所有乗客運送事業者の車両の停車は必要である。 〇自家所有乗客運送による輸送が中山間地において多くあり、4条バス事業者と自家所有乗客運送事業者が各々バス停を設置している。これにより乗り継ぎを行うバス利用者はバス停間の移動が生じており、利用者の不便となっている。本県において、道路運送法第46条の規定を適用し、4条路線バスと自家所有乗客運送車両が同一のバス停として使用している箇所はない。 〇今後の公共交通網再編において路線定期運行のバス路線に結節点を設けることを検討しており、同様の支障が生じることが想定される。また、当該事業の改正は、路線定期運行のバス停留所と区域運行バス等の停車位置までの移動が不要になることから、利用者の利便性の向上だけでなく、安全性の向上に繋がると考える。 〇本市においても、乗合タクシー等の導入を予定しており、今後同様のことが想定される。 〇コミュニティバスによっては、路線バスへの接続を強く意識した時刻設定をしているものもあり、利用者の利便性を考慮すると、運行事業者間での合意を得たケースについては、バス停での停車を認めていただきたい。
162	地方に対する規制緩和	運輸・交通	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家所有乗客運送事業者の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家所有乗客運送事業者等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家所有乗客運送事業者によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	当該地域の地域公共交通関係者間で合意を得て、必要性や安全性についての担保が図られたケースについては、路線バスと、区域運行バスや自家所有乗客運送バス等との乗り換えを円滑に行うことが可能になり、利用者の利便性が向上する。 また、利用者の利便性が向上することで、地域住民のバス利用増加に寄与し、地域公共交通の維持・確保につながる。	道路運送法第44条、第46条	警察庁、国土交通省	全国知事会、全国市長会、全国町村会			ひたちなか市、新潟市、伊豆の国市、福知山市、鳥取県、防府市、宮崎市	〇県内自治体の市では、デマンド交通のいくつかの乗降ポイントで「路線バス停留所乗継箇所」を定めているが、当該規制の関係でバス停留所から10m以上離れた安全な場所で乗降している。 〇本市でも、地域公共交通会議での同意を経て、一般乗合旅客自動車運送事業として4条許可で区域運行しているデマンド交通の利用者の乗降については、乗降場の目印を設置し、目印付近での乗降をお願いしている。これら区域運行しているデマンド交通の乗降が、路線定期運行バスのバス停と同じ場所にすることが可能になることで、乗継などの利便性がより一層向上することから、制度の改正が必要である。 〇路線バスを営業する運行事業者との協議が調えば成立すると考える。地域公共交通会議において、しっかりと協議が必要である。バス停の管理や表示方法、費用の明確化が必要である。 〇全体的に、地域内移動を自家所有乗客運送、地域間移動を民間事業者による定期路線バスに委ねており、双方の円滑な乗継環境の整備によって、公共交通ネットワークを形成し、利便性向上を図る上で、自家所有乗客運送事業者の車両の停車は必要である。 〇自家所有乗客運送による輸送が中山間地において多くあり、4条バス事業者と自家所有乗客運送事業者が各々バス停を設置している。これにより乗り継ぎを行うバス利用者はバス停間の移動が生じており、利用者の不便となっている。本県において、道路運送法第46条の規定を適用し、4条路線バスと自家所有乗客運送車両が同一のバス停として使用している箇所はない。 〇現在、本市において当該事業についての支障事例はないが、今後の公共交通網再編において路線定期運行のバス路線に結節点を設けることを検討しており、同様の支障が生じることが想定される。また、当該事業の改正は、路線定期運行のバス停留所と区域運行バス等の停車位置までの移動が不要になることから、利用者の利便性の向上だけでなく、安全性の向上に繋がると考える。 〇コミュニティバスによっては、路線バスへの接続を強く意識した時刻設定をしているものもあり、利用者の利便性を考慮すると、運行事業者間での合意を得たケースについては、バス停での停車を認めていただきたい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
139	A	権限移譲	運輸・交通	一般乗合旅客自動車 運送事業の許認可等 権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	県境を跨いで運行されているバスにおいて、他の路線バスと重複する区間に乗降制限があり、利便性の低下を招いている。 また、今回の事例のように路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨がることになる場合は、それぞれの運輸局に対して申請(近畿運輸局には、休止路線の変更(復活)手続き、中国運輸局に対しては路線新設の手続き)を行うとともに、各対象地域の地域公共交通会議で個別に協議を行わなければならない、事務が複雑となり非効率である。 そのため、府県域を跨がるものは、連合への権限移譲を提案する。 さらに、交通政策基本計画(H27.2.13閣議決定)において「とりわけ、人口減少を背景とした地域公共交通ネットワークの再構築に当たっては、地域の自治体を中心となって、交通事業者、利用者を含む住民、地元企業やNPOなど、広範囲な関係者における協力を図ることが欠かせないところであり、地域公共交通再編に係る地元協議会の実効性確保等を促進することが重要である。」とされており、当該協議会の主体が関係権限を持った上で、再編実施計画策定に向けた関係者等との実行力ある調整を行うことが効率的であると考える。	地域主体の責任体制を構築することで、「交通政策基本計画」でも課題とされている「人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生」や「グローバル化の進展」に対応した総合的な施策展開が可能となる。 ・地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市			
169	A	権限移譲	土木・建築	市町村土地区画整理 事業に係る意見書提出 先の市町村長への変更	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際の意見書の提出先を市町村長とする。 また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとする。	【現行制度】 市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとされている。 なお、都道府県施行の事業計画に対する意見書についても、都道府県都市計画審議会に付議し、同審議会で審議することとされている。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会が説明するに当たって、事前に市町村への聞き取りを必要があり、2週間程度要している。 また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えており、市町村の実情を踏まえた柔軟な開催が困難である。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県都市計画審議会委員数26名:平成29年6月現在)、学識委員及び県議会議員の日程調整や議案の事前説明、会場の手配に3か月程度の準備期間を要すること、都市計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催することが挙げられる。 こうしたことから、意見書が提出されてからの審議や事業計画の決定に時間を要している。 さらに、審議会において県は施行者の意見を代弁する形となっており、施行者自らが審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。	意見書が提出されてから、審議されるまでの期間が短縮できる。 さらに、地域の実情に精通した市町村都市計画審議会での審議が可能となり、審議会委員からの質問に対しても施行者が責任ある立場で答えることができる。	土地区画整理法第55条第2項、第3項	国土交通省	埼玉県	ひたちなか市	○意見書の提出があったならば支障となっていたであろうことは幾度もあった。例としては、当該年度内に換地処分を目指していた地区において、本計画承認へ向けての国や県との協議に時間を要し、事業計画縦覧開始時期に約1ヶ月程度の遅れが生じ、審議会開催まで1ヶ月の猶予期間があったとしても、審議会付議案件の締め切りは3ヶ月前であるため、意見書の提出があった際には、縦覧が1ヶ月遅れであっても実質5ヶ月後の審議会に付議され、その後の事業計画認可申請から認可を受けることも約1ヶ月要することから、事業計画手続は実質約6ヶ月の遅れとなり、関係機関や市民に周知していた換地処分時期にも影響が生じ、関係機関の繁忙期を回避することを考慮すれば、事業としては、約1年以上の遅れとなることもあり得る。このようなことから、比較的流動的に開催することも可能な市都市計画審議会に権限を移譲となれば、期間的ロスを軽減し、事業期間の短縮が図れる。	
181	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	二級建築士試験及び木造建築士試験の事務手続きの簡素化	二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付けを廃止する。	○ 二級建築士試験及び木造建築士試験は都道府県知事が行うことと規定されているが、実際の事務は、全都道府県が都道府県指定試験機関である、「公益財団法人 建築技術教育普及センター」に委託している。 ※ 他に委任できるような機関はなく、事実上独占状態となっている。 ○ 試験問題については、全都道府県が同じ指定試験機関(公益財団法人 建築技術教育普及センター)に委託していることから、全国同じものとなっており、試験の合格基準についても、実態として全国一律となっている。 ○ 都道府県建築士審査会は、二級建築士及び木造建築士試験に関する事務(都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどると法第28条に規定されていることから、試験の合格基準案を建築士審査会に諮ることとしている。 ○ しかし、全国一律となっている合格基準については、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。 ※ 建築士試験については、審査会に年2回諮っており(学科試験、製図試験)、その際の参集依頼や報酬の支払い等により事務が煩雑となっている。 ※ 審議自体が形骸化していることについては、建築士試験全国連絡会議においても議論されており、他の団体からも同様の意見が挙がっている。	試験毎に建築士審査会を開催する必要がなくなることで、建築士審査会の開催頻度が低くなり、事務の効率化や審査会開催費用の削減が考えられる。 また、審査会構成委員が参集する回数が減ることによる負担軽減も見込まれる。	建築士法第28条	国土交通省	長野県	山形県、群馬県、石川県、静岡県、京都府、香川県、佐賀県、大分県	○建築士の処分等の案件がなければ、審査会を開く必要がなくなるため、事務の軽減が図られる。 ○本県でも、二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準点を決定するにあたり、建築士審査会に諮って決定している。しかし、全国一律の合格基準点案を、本県だけ変更する根拠は無く、案を追認するだけの形骸化した審査会となっているため、委員からも開催の必要性を疑問視する声が出ている。 ○本県においても同様の状況であり、建築士審査会の委員から形骸化されている旨、同じく意見が挙がっている。また、合否判定のために開催する建築士審査会の日程調整は、かなりタイトなものになっており、各委員の日程調整にはかなりの時間を要している。※全国の各都道府県の共通認識になっている。 ○本県審査会においても、全国一律となっている合格基準を追認するだけの状況となっているため、義務付けを見直してほしい。 ○建築士試験の合否に係る審査会参加については、必ず年2回開催されることから、その事務手続き、及び審査会委員の審査会参加に対する負担が実態として大きい。現状、合格基準点等については全国一律となっていることから、各々に対する負担軽減のためにも、建築士試験の事務手続きの簡素化については必要と考える。 ○全国で同一の試験問題が出題されており、全国一律の合格基準について、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。(過去に同理由により、審査会委員から都道府県審査会で承認する必要性について意見あり) ○都道府県建築士審査会は、二級建築士及び木造建築士試験に関する事務(都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどると法第28条に規定されていることから、試験の合格基準案を建築士審査会に諮ることとしている。しかし、全国一律となっている合格基準については、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。※建築士試験については、審査会に年2回諮っており(学科試験、製図試験)、その際の参集依頼や報酬の支払い等により事務が煩雑となっている。※審議自体が形骸化していることについては、建築士試験全国連絡会議においても議論されており、他の団体からも同様の意見が挙がっている。	
201	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	道路占用許可に係る基準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求める。	道路空間を活用したまちのぎわいづくりが各地で進められているが、道路の占用許可は、原則として、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合のみ行うことができるとされている。 しかしながら、道路の中には、歩行空間に余裕のある歩道や緑地帯など、一定空間の占用を認めても機能上支障が生じないケースもある。実際、広島市では、副道や副道の歩道も含めると幅員が100mに及ぶ道路(平和大通り)があり、この道路の緑地帯等の占用を許可しても交通に支障は生じないが、前記の基準があるため道路占用を許可することはできない。 都市再生特別措置法において、都市再生整備計画の作成等で前記の基準は緩和されるが、道路管理者が一定の区域で占用を認めても支障がないと判断し、それを市町村や警察も同意しているような場合には、都市再生整備計画の作成等は必要ないものとする。 そこで、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切であると認めるものについては、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、許可基準の弾力化を求める。 なお、都市再生特別措置法の特別措置を活用する場合、前述の地域は既に都市機能などが集積している市街地であるため、都市再生整備計画に適当な基幹事業などを盛り込むことが困難であり、同計画における目標や評価指標の設定が課題となると想定される。また、まちのぎわい創出を図る提案事業については、その事業内容を詳細に決定した上で、公安委員会などの同意を得るための社会実験等が求められるなど、事業者(占有者)の負担が大きくなることも想定される。	都市再生整備計画の作成等をしなくても占用許可を行うことができるようになるため、地方公共団体の事務負担が軽減されるとともに、まちのぎわいづくりの担い手の増加や計画的な道路空間の活用に繋がる。 また、担い手が行う事業内容に応じて、イベント時における一時的な事業だけでなく、長期間の占用許可を行うことができるなど、柔軟な対応が可能となる。	道路法第33条第1項	国土交通省	広島市	川崎市、福井市	○基幹事業の整備時期と地元機運の醸成時期のタイミングが合わない。また、地元機運が醸成し整備計画を変更する場合、目標指標の設定方法に占用でも課題である。 そのため、地元組織発意で、道路管理者が占用を認め、警察も同意しているような場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、許可基準の弾力化を求める。 ○本市においても、道路占用許可の特例制度を活用し、オープンカフェ事業の実施を検討しているが、制度活用のために都市再生整備計画を策定する必要がある。しかし、都市再生整備計画においては、計画の目標や目標を定量化する指標の設定、計画完了後の評価事務など様々な事務負担を伴う。許可基準の弾力化によって、事務手続きの簡素化が図れる。 ○本市においても、都市における賑わい創出や地域課題の解決等の観点から、都市再生緊急整備地域内において、オープンカフェ等の設置などを検討している。一方で、都市再生緊急整備地域の指定がないエリアにおいても、地域の担い手等から道路空間の活用に関する提案がなされているが、現行基準に基づく、一時的なイベント等の開催に留まっている。これらの状況を踏まえ、道路としての機能を確保しつつ、地域課題に対応した柔軟な運用が必要と考えることから、提案の趣旨に賛同する。 ○都市再生整備計画にあるオープンカフェ等と同じ場所、同じ内容であっても、他の団体には占用許可を行うことができず、道路管理者として公平性に欠ける対応となっている。このため、まちのぎわいづくりのための活用が阻害されている。 ○本市では平成29年度より、都市再生整備計画を作成の上、特例での占用許可により、オープンカフェを実施している。特例制度を活用するにあたって、関係者との協議、都市再生整備計画への記載、特例占用区域の指定、占用主体の指定等、請手続のために、約2年間を要したため、市内にある各緑地帯で同様の手続きを進めていくことは困難である。新設された道路協力団体制度等により、都市再生整備計画への記載に係らず、許可をあたえることも可能だが、占用主体には法人等であることなど、公募資格が設けられており、実際の運用までには至っていない。都市再生整備計画への記載の有無に関わらず、無余地性等の許可基準の弾力化を行うことができれば、市内で管理している緑地帯を活用し、道路管理者としてまちの賑わいに寄与した上で、道路維持管理作業の負担軽減にも効果も期待できると考える。 ○都市再生整備計画にあるオープンカフェ等と同じ場所、同じ内容であっても、他の団体には占用許可を行うことができず、道路管理者として公平性に欠ける対応となっている。このため、まちのぎわいづくりのための活用が阻害されている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
203	日 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	地域公共交通会議で協議が調った一般乗合旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更しようとするときに、地域公共交通会議での協議を調え運輸局へ届けるが、すでに協議が調っている路線の軽微な変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるようにすることを求めるもの。	【制度改正の経緯】 本市が主催する地域公共交通会議では、いわゆる協議路線に係る運賃、路線、ダイヤの変更等について、地域などの関係機関で協議、合意した案件に同意し、その後運行事業者が運輸局へ許可申請や変更申請等を出している。しかし、短区間の経路変更や道路工事等に従う一定期間の経路変更(迂回)、過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等、地域の関係者間で合意されている範囲内での速やかな変更等が望まれる案件についても、運輸局への申請前に地域公共交通会議での同意が必要とされることがある。また、これらについては、法令上に同意を得る必要がある旨の具体的な事項の規定がなく、運輸局により地域公共交通会議での同意が必要な事項かをその都度、確認し、会議等の開催を行っている。 【支障事例】 本市においては、地域での協議、区役所での地域公共交通部会等の合意を経て、地域公共交通会議で同意を得ていることから、運輸支局の申請までに約2ヶ月間必要とされる。そのため、許可までに約3ヶ月有し、一定期間の経路変更が必要となる水道工事などの工事工程に支障をきたす事例や、地域のイベント時に子どもや高齢者の運賃を割り引く提案を受けたが、申請までの期間が足りずに断念する事例があった。	地域公共交通会議での審議事項を明確にし、すでに協議が調っている路線の軽微な変更については、同意されている基本的な範囲内において、基準を明確にした上で、地域などの関係機関の協議、合意により運輸局に届けられるようにすることで、地域にとってより重要な問題を速やかに審議することが可能となり、会議の効率的な運営に資するとともに、地域住民の利便性が向上する。	道路運送法第9条第4項 道路運送法施行規則第9条第2項 道路運送法第15条第1項	国土交通省	新潟市		ひたちなか市、柏市、三奈市、伊豆の国市、福知山市、西宮市、和歌山市、大村市、延岡市	○法令上に協議会の同意を得る必要がある旨の具体的な事項の規定がなく、当市も都度、同意の必要性についての疑義を生じている。例として、市道の新設に伴うバスの経路変更について、変更による運行時間の短縮となり、また、停留所の移動等の不利益もなかったが、協議会申請している国庫補助金の対象路線であったため、協議会に諮ることがあった。本提案により、地域における重要な問題を速やかに審議することが可能となり、会議の効率的な運営に資するとともに、地域住民の利便性が向上すると思われる。 ○本市においても、路線の軽微な変更や一定期間の運賃変更等について、その都度協議を行っており、上記のような支障事例は生じていることから、協議すべき案件の基準の明確化及び手続きの簡略化を求める。 ○コミュニティバス等における、短区間の経路変更や道路工事、行事等に伴う一定期間の経路変更(迂回)等速やかな対応が望まれる案件について、地域公共交通会議を開催した場合、対応が遅れ支障が生じる。 ○地域に即した対応で柔軟に対応してもらいたい。会議の簡素化を図り、書面議決でも良い形式をとってもらいたい。交通の分野は、制度や届け出が難しく、分野が異なる異動がある自治体担当者にとって、明確な基準があると手強いや分別等がしやすい。毎年、同様の案件は、事務の簡素化してもらいたい。 ○長期間工事等による道路通行止めにより、早急な路線変更が必要な場合、地域公共交通会議での協議時間の確保が困難なため、路線の軽微な変更については事後報告扱いとすることを求める。 ○本市の地域バスにおいても道路工事による運行ルート変更や停留所設置場所での工事などにより、一時的に停留所を迂回する場合がある。このような場合、地域公共交通会議にて協議が調った証明書を添付し運行計画の変更申請を行っているが、運行ルートの変更が短期間であることや迅速な対応が求められるときには、軽微な変更については、地域公共交通会議の同意の規制緩和をお願いしたい。 ○【支障事例】 本市では、市の中心部を循環する「まちなか循環バス」をバス事業者と共同運行しており、平成28年度の地域公共交通会議において、「毎年8月の1ヶ月間(夏休み期間)における小学生料金の無料制度」の同意を得たところである。しかし、29年度も実施するにあたり、運輸支局から当該制度の実施については、毎年度、地域公共交通会議に諮る必要がある旨の指導を受けたとところである。 【制度改正の必要性】 過去、既に同意を得ている制度に関しては、その効果が一定程度見込める場合は地域公共交通会議を経なくとも実施可能とする等、会議の審議事項に係る基準を明確にしていきたい。 ○本市で運行しているコミュニティ交通は、対象地域の生活基盤が隣接市となっていることから、運行ルートにおける起終点のみが隣接市となっている。また、コミュニティ交通の利便性が向上するよう、常に地域住民が主体となり、ニーズ把握や意見の集約に努めている。そのため、運行当初からこれまで、毎年バス停留所の新設等の運行計画変更を行ってきたが、いずれも、利用者となる地域住民との意見集約や周知は十分果たしてきた。また、交通事業者等の関係機関とも事前に協議するなど円滑な運営に努めている。一方、運行計画変更を行なう際は、運行ルートの一部が隣接市となっているため、その都度、本市のみならず隣接市において地域公共交通会議を開催いただき、本市のコミュニティ交通の運行計画の変更について審議、合意のうえ申請手続きを行っており事務負担が多くなっている。一定、地域の関係機関で合意が得られているコミュニティ交通の運行計画変更にあたっては、バス停留所の新設等変更計画内容が本市内に限るなど、極めて隣接市への影響が少ないものについては、手続き手順を含め緩和していきたい。	
209	日 地方に対する規制緩和	土木・建築	駅前広場等における立体道路制度の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅前周辺街づくりに関して、都市計画マスタープランに定める「駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上」のため、駅前広場の整備を進めている。広場の事業用地にかかると地権者には小売店を営業者も多く、生活再建の場として求める代替地は取得が困難で事業進捗に支障をきたしている。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用して、商業テナントと住居が共存するビルを建設する案を検討している。区としては、駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。	生活再建の場である代替店舗や住居を駅前広場と併せて整備することによって、広場の整備事業推進と良好な商業環境の形成を同時に実現することができる。	・道路法第47条の7(道路の立体的区域の決定等) ・都市計画法第12条の11(道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うための地区整備計画) ・建築基準法第44条(道路内の建築制限)	国土交通省	特別区長会		川崎市	○区内の駅・地域を経由する地下鉄の延伸など鉄道ネットワーク計画のうち、当区内には3つの新駅が予定されており周辺のまちづくりに精力的に取り組んでいる。新設予定駅は、延伸後、当面の終端駅となることから、当区内にとどまらず他県内からの利用も想定されている。よって、一定規模の交通広場や生活サービス施設を立地促進していく必要がある。一方、当該地は風致地区の都市計画が定められており土地の高度利用が難しく、また、既成市街地でもることから生活再建を直近の場所における権利者が多くいる。こうしたことから、立体道路制度における道路の適用要件を緩和し、駅前広場等でも活用できるようにすることで市街地再開発事業や建物の共同化事業の敷地面積をを広げ、交通広場とあわせて駅前周辺整備を進めやすくすることを要望する。 ○本市では、交通結節点である拠点駅において、駅を中心としたまちづくりにより、都市機能集積が図られている。一方で、高密度化した駅周辺の市街地において、限られた空間の中で効率的な交通結節機能の強化を図るためには、土地の重層的な利用が必要と考えることから、提案の趣旨に賛同する。	
234	日 地方に対する規制緩和	運輸・交通	港湾法第2条第6項に規定する国の施設認定の弾力的な運用	既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなされていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用を求める。 具体的には、事務連絡の改正等により、臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も港湾施設として位置付けられるような措置を講じていただきたい。	港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけしており、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。 国土交通省の見解として、認定制度の適用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合には、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。 本府の宮津港において、昭和42年から45年にかけて設置した港湾施設(船揚場)の設置場所が臨港地区外で、国の認定も受けていないものがあったため、当該施設を港湾法に基づき適正管理するため、本年2月に国に対し施設認定を申請したが、設置場所が都市計画区域外であることから、臨港地区の指定で対応すべきものとして認定が認められなかった。 しかし、当該未認定施設は、施設の設置から長期間が経過し、周辺も住宅が密集し、都市計画法上の第一種住居地域に指定されており、こうした地域の都市計画の変更は、区画整理や施設の大幅な改築等を必要とする積極的な理由が無ければ難しいのが実情である。 また、都市計画の変更は、公聴会の開催による住民の意見調整や都道府県都市計画審議会の開催等、時間や事務手続の負担が生じることとなるため、現実的には数年に一度の大幅な見直し時に併せて臨港地区の手続(都市計画の変更)を行わざるを得ない。 未認定施設は、港湾法上の施設でないことから、港湾法の規定に基づく港湾施設の区域内における禁止行為や罰則規定を適用できない等、施設の管理上好ましくないため、速やかに港湾施設としての位置付けを行うべきと考え。 平成22年の事務連絡は、港湾法に基づく国の施設認定の考え方を示したものと認識しており、港湾施設は臨港地区指定が原則ということは理解している。 本提案は、同事務連絡の別添「港湾施設の位置付けに当たって留意する事項等」の1の(2)において、施設認定によらざるを得ないものとして、周辺地域の実情により臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も含めていただくようお願いするものである。	港湾法上の施設認定を受けることにより、以下の点が可能となり適切な施設管理を行うことができるようになる。 ①港湾法第37条の11第1項及び第63条第4項の規定により、港湾施設の区域内における禁止行為や罰則規定を適用できる。 本府の場合、「京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例(平成21年京都府条例第53号)」で禁止行為や5万円以下の過料の規定しているが、未認定施設は、港湾施設とみなされないため、同条例の適用はできない。 ②施設利用料を徴収できる。 本府では、「京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例」に基づき使用の承認及び使用料の徴収を行っているが、未認定施設は、港湾施設とみなされないため、同条例の適用はできない。	・港湾法第2条第6項 ・平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」	国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県				
235	日 地方に対する規制緩和	土木・建築	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託に係る事務の簡素化	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされているため、当該包括協議を廃止するなど事務の簡素化を図ること。	道路局所管補助事業等における現場技術業務の実施にあたり、事前に地方整備局等との包括協議を行い、約2、3か月程度の期間を要している。また、京都府では、最長約6か月程度の期間を要しており、速やかに交付申請や委託発注の手続きを執行することができない。	事前協議がなくなることにより交付申請を年度当初に行い、滞滞なく事業を執行することができるようになる。	(平成4年4月30日)建設省道総発第192号、建設省道二発第12号、建設省道地発第17号)道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について	国土交通省	京都府、兵庫県、鳥取県、京都市				

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
248	A	権限移譲	運輸・交通	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、適例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納とし、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 【支障事例】 県及び県公安委員会では、事業者による義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をすに当たり限界が生じている。	保険の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金の規定などにより、法令で定められた義務を遵守していない可能性のある事業者の発見、指導・監督、摘発等を円滑に行うことが可能となる。 最低利用料金の規定は、利用者が適法に運転代行業を営む事業者を選定する際の参考にもなる。 また、適法に運転代行業を営む事業者が必要以上の価格競争を意識せず、安全性を確保するための整備費用や人件費に投資をすることができ、利用者の保護につながる。	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条	警察庁、国土交通省	静岡県		茨城県、滋賀県	○「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、随伴用自動車の任意保険加入が義務化されていないため、公安委員会からの認定の事前協議において、任意保険加入は認定の要件ではなく、任意保険未加入でも認定されることになる。このことは利用者保護の観点から問題である。また、当県は国からの権限移譲を受けたが、自動車運転代行業者への指導監督を行うには十分な体制とはいえない。については、まずは、国の法制度の見直しと都道府県が運転代行業者への適切な指導監督が行える体制確保のため、国による十分な財政措置が必要である。 ○本県では、各事業所に対する立入検査や講習会などを通じ、事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、保険加入状況の報告義務化や最低利用料金の規定に関して具体的な規定がないことから、不良事業者の発見、指導・監督、摘発等をすに当たり限界が生じている。 ○本県では法第21条に基づき、保険の加入状況に係る報告書の提出を求めているところであるが、未提出の事業者も多く、実態把握が困難となっている状況がある。
259	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府		高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。
265	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合は含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かたではない。	【現状】 所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合は含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かたではない。	従来確知できなかった空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、京都府、大阪府、堺市		いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本を取得したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地あてに文書を送付したところ、返送されなかったため、転送されたもの想定されたが、転送先の住所が区では把握できないためそれ以上の対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまっただけで、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特措法の対象外だが、今後も同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。 ○空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等については照会を行っているが、空家にも関わらず、その所在地が現住所のままとされているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されていれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるようにして欲しい。 ○当市でも同様に住民票を置いたまま移動したために空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。空き家の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。 ○当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が当該空き家のままとされている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるか、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっている等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。 ○当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができず、対応に苦慮するという同様の支障案件が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家対策に有効であると考えられる。 ○当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においたまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条の対象になるか国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○明らかに居住が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らず通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたとみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。 ○当県内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考える。 ○住民票を空き家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考える。 ○当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聴き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効的な手段であると考えられる。 ○当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空き家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考える。 ○所有者等の確知には大変な労力を要すること。また、利用できる情報をもってしても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考えられる。 ○空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事案があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。 ○所有者が住民票を異動させずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。 ○種々事情があり郵便転送手続きをしている人もいいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決にもつながる。一定の条件をつけてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。 ○当市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市			〇空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとのため、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 〇当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 〇空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 〇相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。 〇当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多くように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようになれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 〇当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。 〇当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話番号を伝えることを承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 〇法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。 〇問題のある空家等については多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。 〇状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事業が多く、相続人全員に改善を依頼するもの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定できれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 〇個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 〇当市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。 〇住民苦情への対応を求めするために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人間で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	【現状】 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 【支障事例】 神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要があり、市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	県の重要な拠点である三宮周辺地区の再整備が促進されることで、にぎわいの創出や国際競争力の向上、地域の回遊性向上等が期待できる。	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	内閣府、国土交通省	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合			—
275	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	①交通空白地の解消を図るといふコミュニティバスの導入の趣旨を踏まえ、コミュニティバスの導入に当たっては、地域公共交通会議の合意が無くても許認可を可能とすること。 ②地域公共交通会議における協議は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限ること。その際は、地域公共交通会議において地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したとみなす取扱いを可能とすること。	【現状】 まちづくりや地域振興策との一体的な取組や、全国一律の視点ではなく地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築が求められている。 特にコミュニティバスの導入に係る許認可に当たっては、地域公共交通会議において既存バス事業者との意見を調整することとなっているため、運行時間帯の制限や割高な料金制定になるなど、地域住民が望まない結果となっている場合がある。 【支障事例】 洲本市では、コミュニティバスの導入のため、地域公共交通会議を開催した(平成28年度は3回開催)。 しかし、料金設定について既存バス事業者と市町の意見が折り合わず、地域公共交通会議が紛糾した結果、やむなく運行時間帯の制限や路線バスの約3倍の運賃設定をすることとなり、また、定期券の共通化も実現しなかった。 コミュニティバスは既存バスの休廃止に伴う交通空白地の解消を図るために導入するものであり、コミュニティバスの導入に当たっては地域公共交通会議での既存事業者との合意は原則不要だと考える。 地域公共交通会議の開催は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限定し、その際でも地域住民を含む一定数の賛成が得られれば許認可が可能となるよう規制の緩和が必要である。	交通空白地において地域住民が望む運行時間帯や路線バスと比較してコミュニティバスの導入が可能となる。	・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」自動車局長(平成27年4月1日付け国自旅第370号)5(1) ・地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン3(1) ・コミュニティバスの導入に関するガイドライン3(1)	国土交通省	兵庫県、洲本市			〇民間との共存は、地域公共交通会議に諮る前にしっかりと協議が必要である。 〇本市において導入している地域バスは、路線バスの撤退による交通不便地域に導入しているが、一部区間が路線バス撤退事業者のバス路線と競合するため、その区間での乗降は上記バス事業者の反対により地域公共交通会議にて認められていない。しかし、路線バス事業者が撤退したため、地域住民が地域特性に応じた運行計画を作成し、住民の利便性の確保に取り組んでいるコミュニティバスに対し、バス路線撤退事業者から既存バス路線との競合はさけるべきとして、地域公共交通会議にて反対があり合意形成が得られず、結果、地域住民の利便性の確保がより困難になっている。こういったケースでは、地域住民の利便性の確保を優先すべく地域公共交通会議にて過半数以上の賛成があれば認められるよう許認可の規制緩和が必要である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
277	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理が可能な事業場の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日厚生省通知) ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平成12年3月31日建設省通知)	農林水産省、国土交通省、環境省	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合		大村市	○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をさせていただきたい。
281	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	【現状】 平成28年5月に観光庁が旅行業法遵守についての通知を发出し、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が参加者を募集し、参加代金を受けて災害ボランティアバスを走らせる場合は、旅行業者の登録を必要とされた。 災害ボランティアバスの実施に混乱が生じたため、平成28年6月に国交相から改善策検討の意向が示され、旅行業法への特例を設ける予定との報道があったが、その後動きが確認できない。 また、平成29年3月10日に閣議決定された旅行業法の改正には、災害ボランティアバスツアーに係る旅行業法の適用除外等は定められていない。 【支障事例】 本県では阪神・淡路大震災の経験を生かし、社協やNPO等が実費相当の参加費を徴収し、災害ボランティアバスを運行し、被災地支援を行っている。しかし、観光庁から上記の通知があったため、ボランティアバスの実施を取りやめる団体もあった。 本県の「ひょうごボランティアプラザ」は、ボランティア募集や参加費用の徴収を旅行業者に任せるとしたが、当団体では以前からバスの運行や宿泊先の手配を旅行業者に委託していたため追加の負担はなかった。 しかし、社協等が新たに旅行会社へ委託する場合は委託料が発生することから、参加者の費用負担が増え、ボランティアの意欲を削ぐことにつながりかねない。 被災地の復旧復興にとってボランティアの活動は不可欠なものであることから、災害ボランティアツアーの実施に当たり事故発生時の対応や責任者の明確化等が可能な地方自治体及び公益性、公共性が高い社会福祉協議会は、旅行業法の適用除外とすること。	旅行業法の適用を受けず災害ボランティアバスの運行が可能になることで、各団体からの迅速なボランティア派遣が可能となり、被災者ニーズへの対応や災害ボランティアセンターの運営補助など被災地の復旧復興への支援につながる。	旅行業法第2条、第3条	国土交通省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、京都市		酒田市、八王子市、豊橋市、奈良県、広島市、倉吉市、田川市、大分県	○ボランティアは自力で現地入りするのが原則であるが、交通事情等により不可能な場合も想定されるため、社会福祉協議会が費用を徴収してバス輸送できるようにすべきと考え。 ○平成28年4月に発生した熊本地震では、県社会福祉協議会が主催となり、被災地で生活支援活動を行うためのバスツアーを企画し、旅行会社に委託した上で実施した。市としても、ホームページ等を活用し広く周知を図ろうとしたが、主催者側からホームページ掲載での募集案内は旅行業法に抵触する恐れがあり、控えるよう注意があったことから、十分な周知ができなかった。 ○本市社会福祉協議会では災害ボランティアツアーを通して、被災地支援を行っている。迅速な被災地支援のために、旅行業法の適用除外等が定められないと、今後の円滑な災害ボランティアツアー実施が困難になる状況である。 ○今回催行した熊本震災支援の「災害ボランティアバス」運行に関して、旅行者等を介介することで次のような支障が生じた。①取扱い(バス配車手配等)手数料が発生した。②災害ボランティアバスの運行は、即応性を重視するため催行情報公開から運行まで短期間で手続きが必要であるが、バス運行会社と直接交渉ができなかったために十分な調整がなわず、参加希望者への情報提供が不十分になったり、現地でのトラブル(移動時間の長さやバス配車場所の変更等)があった。 ○地域防災計画において、ボランティアとの連携やボランティアの受け入れ等を位置付けており、災害ボランティアが派遣しやすい環境を整備することは、大規模災害発生時の本市の防災対策等に資するものとなる。また、災害支援を通じた自治体間の相互協力、災害ボランティアとして活動を希望する市民ニーズにも対応できるものとなる。	
282	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除	【現状】 小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。 【現状】 放置船舶は、航行被害や高潮時の流出といった問題を引き起こすため、本県では、「プレジャーボートによる公共水域等の利用の適正化に関する要綱」を制定し、対策に取り組んでいる。(平成26年度プレジャーボート全国実態調査 兵庫県内のマリナー等施設収容能力:6,428艇、放置艇:2,427艇) 放置艇の適正係留を指導するには、小型船舶登録事項証明書等で所有者氏名・住所等を確認する必要があるが、交付を請求する者(国及び一部の独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(日本小型船舶検査機構)に申請する場合には、機構)に納めなければならないと定められている。 ※ 一部事項証明(1,100円)、全部事項証明(1,350円) 【支障事例】 小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。 手数料について当初から予算措置されていたが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。 また、プレジャーボートと漁業者が漁場でトラブルとなったため、当該プレジャーボートの所有者を小型船舶登録事項証明書で確認し必要な指導を行おうとしたが、予算が措置されておらず、迅速な対応ができなかったという事例もある。 なお、不動産に係る登記事項証明書やダム使用権登録簿の謄本等の交付については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を要しないと政令で規定されており、小型船舶についても同様の扱いとしていただきたい。	地方自治体が公用目的で小型船舶登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料を免除することで、予算措置に要する時間を省き、事務手続き上速やかに放置艇所有者の確認を進めることができ、放置艇解消の促進に資する。	小型船舶の登録等に関する法律第29条	国土交通省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府		埼玉県、神奈川県、石川県、浜松市、高松市、佐賀県、長崎市	○県においても、指導のために小型船舶登録事項証明書を交付請求することがあるが、手数料が免除されれば予算執行に係る事務が不要となり、より迅速な対応が可能となるため、現行制度を見直ししてほしい。 ○プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正係留の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠である。平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」(国土交通省総合政策局)の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確認できるようになることと相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高める必要がある。」との記載があることから、所有者特定的重要性は、広く認識されているといえる。しかしながら、地方公共団体が所有者を特定するため証明書等の交付を受ける場合、国や独立行政法人と異なり手数料を支払わなければならない。これは地方公共団体における不法係留適正化に支障をきたす恐れがある。については、適正化をより一層推進するため、公用申請については手数料を無料にすることを要望する。 ○現地を巡回して放置艇を発見しても予算措置後の対応となっているため、機動的な対応ができない。 ○県が管理する一般河川においては未だ40隻を超える数の放置船舶が存在している。一方、河川は原則として自由に使用できることもあり、船舶の状況は随時変化する。新たな放置船舶の発生も防ぎ難い。したがって、発生後の速やかな対応が必要となる。あわせて、県では今後放置船舶の対策を強化する予定であり、船舶の所有者の把握に関する手続が迅速に可能となるよう要望するものである。 ○放置船舶が発見された場合は、日本小型船舶検査機構に小型船舶登録事項証明書等の交付を請求し、所有者等を調査する必要がある。証明書の請求目的を鑑みて地方公共団体から公用請求については手数料免除とすることで、速やかに放置艇所有者の確認を進めることができる。 ○県においては所有者等を確認するため、小型船舶登録事項証明書等の手数料について予算措置を行い、対応している。しかしながら不動産に係る登記事項証明書等、公務にかかわる場合は政令で手数料を要しない旨定められているが、小型船舶登録事項証明書等については公務であるにもかかわらず、手数料の徴収対象としている。平成26年に国が10年間で放置艇をゼロにする計画を策定し、その目標達成に向けて施策を推進するうえでも、国と同様に徴収対象外としていただきたい。 ○小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。手数料について当初から予算措置されていたが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。	
288	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への付与	1 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等使用不能となった場合、国有財産のため国土地理院による復旧を待たざるをえず、測量作業が遅れることがある。このため、柱石の復旧について、国に報告した上で市町村でも実施できるよう権限を付与すること。 2 地籍調査終了後、国土地理院により廃点処理される四等三角点があるが、地籍調査が完了しても測量の基準として四等三角点を使うことがある。このため、市町村が求める場合には地方自治体が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようにすること。	【現状】 基準点は測量の基礎として、公共測量、地籍測量、地殻変動観測等の他、都市計画等に必要ない地固作成に使用される。 そのうち、四等三角点は、国土調査による地籍測量のために設置されたものであり、地籍測量の与点(経度・緯度・標高の基準になる点)として使用される国有財産である。 このため、四等三角点を公共測量の与点として使用する際には、使用承認申請を国土地理院に届出することになっており、また、当該四等三角点に異状があれば現況調査報告書により報告し、工事等の支障になる場合は、移転の請求を行うこととなっている。 【支障事例】 四等三角点は、地籍調査完了後も、公共測量等の基準点として使うことがあるため、亡失や傾斜、異常による使用不能は事業に支障が生じる。しかし、市町村が自ら復旧することができず、国土地理院が復旧を行うが、一ヶ月程度時間を要するため、地籍測量の作業等の進捗に支障を来す。 また、地籍調査終了後、成果に何らかの異状がある等存続の必要性の低いものや費用対効果の観点から廃点することが望ましいと判断できるものは措置対象となり、廃点が進められる。このため、市町村が測量において四等三角点を使おうとしても廃点になっており使えないため、他の国家基準点の活用等測量の計画を見直す必要があることがある。	四等三角点の速やかな復旧及び成果の活用により、速やかな地籍調査が可能となる。	・測量法第21条第3項、第22条、第24条 ・地籍調査作業規定準則第38条	国土交通省	兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		東温市	○当市は人口密集地に活断層が存在する等、今後予想される南海トラフ地震では大きな被害の発生が指摘されている。災害復旧においては国土調査の成果が幅広く活用されると見込まれ、地籍調査で使った四等三角点は復旧に伴う測量等にも活用が見込まれるため、市町村への権限の付与は速やかな復旧に有効である。
294	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。 現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付け等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることとなり、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町				

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
310	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手續きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手續きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事例も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手續きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市		福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市の田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市	<p>○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3～6ヶ月)、行方不明者の調査(3～6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。</p> <p>○本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手續きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみ49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手續きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手續き中)</p> <p>○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ころから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、神社や自治区所有の土地が権家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が進むと更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の間き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記されており、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考え、これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手續きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手續きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考え、</p>

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
9	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物(尿尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和	一般廃棄物(尿尿)の収集運搬等を委託する場合には、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。	一般廃棄物(尿尿)の収集業務を委託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託せず市自らが納付書を送付し払い込ませる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの時間が空くこと、また利用者と請求者(市)が直接対面しないことで支払に対する義務感が薄くなりがちであり、このことが未収金発生要因のひとつになっている。 また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人件費や交通費を積算する必要があり、経費が高くなる。 なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿尿回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みの導入例があり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないものとする。	実際に各世帯に赴いて収集を行う者が徴収も行うことで、収納率の向上が見込まれる。 また、委託料の減が見込まれる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号	環境省	長崎市		延岡市	〇本市では、一般廃棄物(し尿)の収集運搬委託を民間に委託しており、一部地域で証紙券による手数料の徴収を行っているが、現在の法律では、作業員が収集現場で証紙券を販売し、徴収することができないため、別途、集金人による手数料の徴収を行っている。そのため、業務の非効率性、当日の手数料徴収率の低下、集金人を含む委託料の増加など、負の要素が多い。以上のことから、作業員による手数料の直接徴収の禁止についての緩和を求める。 〇一般廃棄物の収集業務を委託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。特に、飼育動物(ペット)の死体回収を民間委託する場合、死体回収の手数料の徴収までを行わせることが困難であり、民間委託を進める上での障害のひとつとなっている。また、当該手数料が事後徴収になることにより、手数料の未納額が発生することが予想される。このため、滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、多額の経費支出が見込まれる。そこで、収集運搬業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができれば、滞納問題が解決するほか、収集運搬事務と手数料徴収事務を一本化することによる業務の効率化を図ることができる。しかし、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6号の「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に抵触するおそれがある。については、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できるよう法令の見直しを求める。		
40	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が必要ない行為として支障ないと考える。	同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の遅やかな実施の支障となっている。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考え、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	法の目的は、土壌汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることを期待される。 なお、「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき」とされている。	土壌汚染対策法第4条第1項	環境省	栃木県	連絡・確認を行う際は、必ず窓口課(◎)を通していただきますよう、お願いいたします。	北海道、八尾市、高松市、熊本市	〇土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3,000㎡以上の土地の形質変更という条件は過大ではないかと考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事等においては、発生残土処理については汚染の拡散は発生しにくい状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法も含めたものとするのが現実的であると考えられる。 〇通常、土壌汚染が考えられない治山工事等に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくとも支障がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。 〇山間地(保安林)の公示で同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壌汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。 〇山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものとする。 〇土地の形質変更を行う面積が3000㎡を超える場合、山林や農地等、土壌汚染の恐れが極めて低い土地であっても、届出が義務付けられており、開発行為等の際に支障となっている。 〇中央環境審議会の平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」にもあったように、全国の土壌汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2%程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるものの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届け出対象外とすることが望ましい。		
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が存在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと、経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が存在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと、経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考えられる。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県					
75	B 地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性がせい弱であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	財産処分当たりの補助金の返還について弾力的な運用が認められることで、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県にとって、建築物耐震化の一層の促進が図られる。 所管行政庁の補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	環境省		愛媛県【共同提案】 広島県	【提案趣旨に賛同】 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	徳島県、福井市	〇グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は多いに想定される。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
167	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	【現行制度】 大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。 また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列挙されたものだけである。 【支障事例】 各自自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。 本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。 また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。	都道府県も国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨が大気汚染防止法に規定されれば、確実に無届工事を探知でき適切な作業を指導できる。これにより、石綿排出等作業からの石綿飛散を未然防止でき県民の健康を守ることができる。	大気汚染防止法 第18条の15(特定物じん排出等作業の実施の届出)、第28条(資料の提出の要求等)建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等)	環境省	埼玉県	別紙あり(「02-1-2大気汚染防止法 添付資料」)	徳島県	〇【制度改正の必要性】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握について、各自自治体を持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回の提言と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今後、アスベストを含有した建築物の解体等の増加が見込まれることから速やかな情報の収集のために自治体の資料の提供について制度に盛り込む必要がある。
247	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。 現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。 このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	工業用水道事業は、受水企業からの給水料金で費用を賄う独立採算で運営をしている。 このため、浄水処理(薬品投入)前の土砂を「産業廃棄物」の対象から除外することにより、費用が削減され、地域経済を支える受水企業へ安価で安定的な工業用水の供給が可能となる。 また、建設発生土と同様の扱いとなるため、土地造成等の材料として、有効利用の可能性が広がる。 ※富士川浄水場の沈砂池・着水井の汚泥に係る ①現在の産業廃棄物としての処理費用、 ②①を産業廃棄物ではない建設発生土として処理する費用(試算)、 ③差額(②-①)は以下のとおり。 ① 産業廃棄物処理費:130,000千円/年 ② 建設発生土処理費:20,800千円/年 ③ 差額: Δ109,200千円/年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4項1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について第一 4	環境省	静岡県		滋賀県、宮崎県、伊丹市、松山市、鹿児島市	〇本市においても浄水施設において着水井・接触池、河川取水施設において導水路、沈砂池と処理薬品の注入前に土砂が沈降する施設がある。一定期間の堆積をみて定期的に浚渫を行っているため、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されると処理費用を低減することができる。 〇静岡県企業局と同様に本県(企業庁水口浄水場)でも、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。取水口および取水管については隔年に、沈砂池等については毎年清掃を実施しており発生する土砂(川砂)が産業廃棄物から除外された場合の処理費用(試算)は以下のとおりであり、安価で安定的な工業用水の供給が可能となる。 ①産業廃棄物処理費:715千円/年 ②建設発生土処理費:114千円/年(静岡県の試算例による) ③差額: Δ601千円/年 〇当市公営企業局市之井浄水場では、河川から取水を行い、上水道としての浄水処理を行っている。浄水処理で発生する汚泥は全て産業廃棄物扱いで処分しているが、河川からの取水後、沈砂池に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂については、通常の河川の土砂と同様であることから、規制緩和により、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されることで、処分費用が削減でき、水道事業経営への負担も軽減できることから、制度改正は必要である。 〇本県企業局(北部管理事務所)においては、5年毎に沈砂池の土砂除去を行い、産業廃棄物として中間処分(無機汚泥)しており、処分経費は1年当たり換算した場合、約1,000千円/年となっている。経費削減が見込まれるため、提案団体の意見のとおり改正すべきと考える。
252	A	権限移譲	環境・衛生	国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	本県の国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。 現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。 そのため、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置づけられていない公園事業への業態変更を視野に入ると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。 計画変更に関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。	既に公園計画に位置付けられている施設の業態の変更の程度が軽微な場合の公園計画の変更について、都道府県に決定権限を委ねる又は速やかな計画変更が可能な制度構造に改めることで、国定公園における空き施設問題の解消や地域の魅力を発信するための時宜を得た事業展開を進め易くなり、国定公園の景観の保護や一層の利活用の推進に資する。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	千葉県		岩手県	〇軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。 〇千葉県の提案は事務の迅速化に資すると考える。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
277	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日厚生省通知) ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平成12年3月31日建設省通知)	農林水産省、国土交通省、環境省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合		大田市	○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。
278	B 地方に対する 規制緩和	その他	狩猟免許を受けていない農業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)	地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。	【現状】 狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるようになった。 【支障事例】 三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊のわな班の隊員は6名であり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、囲いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、囲いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や狩猟免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組めない(三田市内95農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めていない)。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林被害対策となるものと考えられる。 なお、許可対象となる囲いわなと比べ、はこわなは人身事故の安全性の確保や錯誤捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの危険性は集落の周辺状況など地域の実情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することで対応すべきと考える。	はこわなを活用した鳥獣捕獲に取り組む農業集落が増え、農林業被害の軽減につながる。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針Ⅲ第四2-3(2)	環境省	兵庫県、三田市		山形市、高松市	○当市では、鳥獣被害対策実施隊により、市被害防止計画に基づく被害防止施策として、わな免許を持っている隊員からわな捕獲を実施している。わなを設置した際に、錯誤捕獲の防止や安全管理のためにわなの見回りを実施しているが、被害報告によるわなの設置数の増加により、見回りの負担が増加していることが、現場の隊員の活動を圧迫している。そのため、隊員だけでなく農業者自らが、はこわなを設置し、管理することによって、さらに有効な農作物被害対策につながるものと考えられる。